

南アフリカにおける人権構築の軌跡

——アフリカ民族会議の権利要求を中心に——

木 村 光 豪

目 次

- はじめに
- 第1章 アパルトヘイト体制下における人権侵害
- 第2章 道徳的権利の要求
- 第3章 法的権利の要求
- おわりに

はじめに

人権の歴史についての研究は、一般的に西洋で誕生した人権が世界に拡大していったという単線的な人権の発展史を語る場合が多い。自然権思想と社会契約論の影響を受けた市民革命により自由権が、社会主義の影響により社会権が憲法に規定され、第2次世界大戦後に世界人権宣言を起点とする国際人権法が発展していったというように記述される¹⁾。

法学（とりわけ憲法学）における人権の研究では、憲法上の人権規定の解釈学（判例・学説）が中心である。比較憲法学でも、主に各国の憲法上の人権規定をその歴史、政治、経済、社会、文化などの背景から考察する²⁾。

こうした主流の人権研究は、①「グローバル・サウス」³⁾における人権の歴

1) 例えば、[イシェイ 2008] を参照。

2) 比較憲法学の方法論については、[樋口 1992] 序論第二章、[辻村 2011] 第II章（第V章で、非西洋諸国の憲法を扱っている）を参照。比較憲法学の権利保障の部分だけを扱う「比較人権論」の本邦初のテキスト [中村・佐々木・寺島 2017] も参照。

3) 地理的な現実、欧米中心の経済主義的基準、国家中心的な二分法的発想をもつ

史、② 国の政治、社会、文化などの要素を踏まえて、人権が構築されていくプロセスの解明⁴⁾、を十分には検討してこなかった。これらは、主に冷戦崩壊後から始まった人権社会学の役割である⁵⁾。それは、道徳的権利が法的権利へと結実していく軌跡をたどることを分析の対象とする⁶⁾。

この人権社会学の視点から、本稿では、アパルトヘイトという人種隔離政策による大規模な人権侵害を制度的に実施したというユニークな経験をもつ南アフリカを事例として取り上げる。とりわけ、アフリカ民族会議（African National Congress: ANC）による権利要求を分析の手掛かりとする。なぜなら ANC は、① 南アフリカにおいて最も古い民族解放運動団体であり、② さまざまな権利要求の伝統をもち、③ アパルトヘイトの崩壊後、政党に転換して新憲法の起草に最も影響力を発揮したという経験をもつからである。

本稿は、国内外の社会的変化にともない、ANC が提案した権利要求（の文書）を分析することで、南アフリカで最も過酷に人間の尊厳を踏みにじられてきた人びとによって構築されてきた人権の特徴について——西洋諸国における人権との差異を考慮しながら——解明することを目的とする。ただし、アパルトヘイト撤廃後に新憲法が制定される直前までの時期を考察対象とする。

第1章 アパルトヘイト体制下における人権侵害

アパルトヘイト体制とは、17世紀以降オランダとイギリスによる植民地が進展していく過程において、白人による非白人に対する差別と抑圧が——1910年

↘従来の「南」と相違する「グローバル・サウス」の概念については、[松下 2016]を参照。

4) 国の政治、社会、文化などの要素を踏まえた人権の歴史を検討しているものとして、[杉原 1992]、[ハント 2011]を参照。ただし、双方とも、(日本を含む)西洋先進国だけしか考察の対象としていない。

5) グローバル・サウスにおける人権の構築を社会的に分析する必要性と重要性を指摘する最新の成果として、[Frezzo 2015]がある。グローバル・サウスから人権（の思想や歴史）を考察したアンソロジーとして、[Barreto (ed.) 2013]を参照。

6) 法的権利が道徳的権利へと発展する場合もある [稲田 2010] 69-70頁。

の南アフリカ連邦の成立以降、とりわけ1948年に発足したアフリカーナー主体の国民党政権によって——政策化・制度化された——法令とそれを支えた官僚・治安機構をさす⁷⁾。このアパルトヘイト体制下において、膨大な数の人種差別的な法令が公然と制定された⁸⁾。そうすることができた背景には、① 人権規定が欠如した憲法、② イギリスの伝統に根ざした強固な議会主権が存在したことが挙げられる⁹⁾。

おびただしい数のアパルトヘイト法令によって引き起こされた人権侵害の事例を、世界人権宣言を参照して検討すると、つぎのようになる¹⁰⁾。すなわち、「人として認められる権利」(第6条)については、憲法に人権規定がないことから、黒人は法的権利を享有する主体 (person) として認識されなかった。「権利と自由の平等に関する無差別待遇」(第2条)と「法の前の平等」(第7条)に関して、人口登録法(1950年)[南アフリカの住民を4つの「人種集団」——白人、カラード、インド人、アフリカーナ——のいずれかに登録することを義務づける]により、白人に絶対的な支配権を与えることで、黒人に対する差別や不平等な扱いが合法的に正当化される根拠となった¹¹⁾。

7) アパルトヘイトの歴史については[トンプソン 2009]第五章—第八章、[ロス 2009]三一七章を参照。アパルトヘイト法令については[伊高 1985]第I章第7節、[オモンド 1989]を参照。1948年以降の国民党政権によるアパルトヘイト法令の整備プロセスに関する概略については、[林 1999]第3章第1節と第3節を参照。

8) ジョーゼフ・リリーヴェルドは、ピューリツァー賞(ノンフィクション部門)の受賞作品において、アパルトヘイト法令を収めた最新刊の書物には黒人の生活を規制する64の基本法が掲載されたあとに、そこから派生した約2000もの規制条項が記されている(公安関係および政治結社や表現を規制する法律は除かれる)と指摘する[リリーヴェルド 1987] 136-137頁。

9) この点の詳細については、[中原 1995]を参照。

10) アパルトヘイト体制下における人権侵害の実態については[英連邦賢人調査団 1987]第1章・第2章、[ツツ 1986]、[マンデラ 2014]第2部と第5部、世界人権宣言との関連性については[Liebenberg 2000] 3-5を参照。なお、第28回国連総会(1973年11月30日)で採択されたアパルトヘイト条約第2条では、人道に対する罪とされる「アパルトヘイト犯罪」を構成する人権侵害について列挙している。この条約については、[松井他編 2005]に所収されている日本語訳を参照。

11) 人口登録法による4つの人種区分は、アパルトヘイト体制の撤廃後も人口統計や家計調査などでも使用されており、本稿でもこの区分を適宜用いる。「黒人」は

市民的・政治的権利の侵害については、以下の通りである。「参政権」（第21条）は、アフリカ人にはもちろん保障されていなかったが、投票者分離代表法（1951年）によりカラードの選挙権も剥奪された。

「移動と居住の自由」（第13条）については、集団地域法（1950年）で人種別に居住区を定められ、パス法（1958年）ですべてのアフリカ人男性（後に女性も）が白人地域に入るさいに「パス」〔身分証明書・通行許可書〕の携帯を義務化された。「生命、自由及び身体の安全」（第3条）と「拷問又は残虐な刑罰の禁止」（第5条）に関して、刑法改正法（1953年）により法への抗議や法律廃止キャンペーンに参加する、または犯罪の実行を第三者に教唆もしくは帮助する場合には、鞭打ち刑に処された。「奴隷の禁止」（第4条）について、原住民法修正法（1952年）により原住民都市地域統合法で逮捕された「なまけ者」や「好ましくない者」を、裁判なしに2年間、白人農場で強制労働させること——事実上の奴隷制度——を認めた。

「基本的権利の侵害に対する救済」（第8条）に関して、免責法（1961年）により違法拘禁に関して裁判所への提訴、または政府や政府の権限に基づいて行動する者に対する提訴が禁止された。「逮捕、拘禁、又は追放の制限」（第9条）は、公共安全法（1953年）や刑事訴訟法改正法（1965年）などにより裁判なしに拘禁され、一般法改正法（1961年）により特定の政治犯罪で有罪となった者が、釈放によって共産主義の目的を実現すると司法大臣が判断する場合には、刑期を終えた後も裁判を受けることなく拘禁を継続することができた。「公正な裁判を受ける権利」（第10条）について、国内公安法（1982年）により検事総長は、裁判手続きが終了するまでの間または手続きが進行しない場合には6ヵ月間、検察側の証人を拘禁することができ、テロ活動に関与した疑いがある者を尋問するため無期限に拘禁することができた。「無罪推定、遡及処罰の禁止」（第11条）は、テロリズム法（1967年）により無罪の挙証責任は訴追された側にあり、同法は施行前のテロ集団による武装訓練に適用された。

「私生活、名誉、信用の保護」（第12条）は、刑事訴訟法（1955年）により裁

↘白人以外の人びとを総称するものとして用いる。

判官や治安判事に対して、一定の場合（犯罪行為やその恐れ、または集会により公共の安全や秩序の維持が損なわれる場合など）には、警察に家屋の搜索、私的・公的集会への立ち会いを求める——令状が交付されるまでに目的の達成が困難である場合には——令状なしで搜索することができる権限が付与された。「婚姻及び家族の権利」（第16条）は、雑婚禁止法（1949年）により異なる人種間の結婚が禁止された。財産権（第17条）は、原住民土地法（1913年・1936年）により「原住民居留地」（後のホームランド）として指定された国土の13%の場所以外で、アフリカ人は土地の購入・賃借・所有が禁止された。「国籍の権利」（第15条）は、バンツール・ホームランド市民権法（1970年）によりホームランドの居住者にホームランド市民権を付与することで、南アフリカ市民権が剥奪された。

「思想、良心及び宗教の自由」（第18条）は、原住民法改正法（1957年）の「教会」条項により、アフリカ人が白人地域の礼拝に出席することを規制した（出席が「望ましくない」と判断されたアフリカ人を礼拝から締め出すことを許可した）。「意見及び表現の自由」（第19条）について、出版法（1974年）により出版物、映画や演劇に対する検閲と発禁処分が行われた。「集会及び結社の自由」（第20条）に関して、共産主義弾圧法（1950年）により共産主義を含む反政府主義者や共産党を含む反政府組織の活動が禁止され、騒擾集会法（1956年）により騒擾をもたらす集会が禁止された。

経済的・社会的・文化的権利の侵害については、つぎのような事例がある。「社会保障の権利」（第22条）について、原住民法改正法（1957年）によりアフリカ人のための福祉サービスを運営する白人組織に、アフリカ人居住区内での敷地の賃貸を禁止するなどの制約が課された。「職業選択の自由」（第23条1項）と「労働組合結成および参加の権利」（第23条3項）について、産業調停法（1956年）により特定の人種集団が一定の職業に就くことが制限〔職種制限〕され、複数の人種が混合する労働組合が禁止された。「相当な生活水準についての権利」（第25条）に関して、バンツール自治促進法（1959年）により国土の13%の地域に居住するアフリカ人を言語・文化に基づき、10のバンツール

スタン（ホームランド）という「自治区」（後に一部が「独立」）に区分された。バンツースタンはほとんど不毛の地であるため、住民は最低限の生活水準を満たせなく貧困者が増大した。「教育についての権利」（第26条）について、バンツース教育法（1953年）により白人地域内のアフリカ人学校を閉鎖することで人種別の教育が推進され、大学教育拡張法（1959年）により白人と黒人の共学が禁止された。「文化的な生活に参加する権利」（第27条）に関して、隔離施設留保法（1953年）により交通機関、公園、役所、公会堂、劇場、映画館、図書館、スポーツ施設、ホテル、喫茶店、クラブなどのあらゆる公私の施設が人種別に隔離された。

このようにアパルトヘイト体制下で、アフリカ人は世界人権宣言で定める人権の実体規定のほとんどすべてが保障されなかった¹²⁾。そのため、アフリカ人に対する苛酷な——市民的・政治的権利だけでなく経済的・社会的・文化的権利も含めた——あらゆる人権の侵害が恒常化していた¹³⁾。

こうしたアパルトヘイト体制下における大規模な人権侵害に対処するため、ANC はどのような権利要求を主張してきたのか。以下、1912年に発足したANC（当初の名称は「アフリカ原住民民族会議」、1923年に「アフリカ民族会議」と改名¹⁴⁾）の活動の歴史を、その形態から4つの時期に区分し¹⁵⁾。各時期における代表的な人権文書を取り上げて、その起草の背景とともに人権の視点

12) ANC 全国議長であったオリバー・タンボは、世界人権宣言20周年を記念する声明で、「南アフリカはその公然と認められた政策の一部として、世界人権宣言に対する大胆で恥ずべき違反を行っている世界で唯一の国であると広く知られている」とのべた（Statement on Human Rights Year by Oliver Tambo, 1. June. 1968, <http://www.anc.org.za/content/statement-human-rights-year-oliver-tambo>）。

13) 南アフリカ出身のイギリス人ジャーナリストであるメアリー・ベンソンによると、ユダヤ人に対するナチスの政策以外に、あらゆる意味で人権と真っ向から対立した思想はアパルトヘイトだけであるという〔ベンソン 1989〕43頁。

14) ANC は当初からあらゆる人種主義に反対する姿勢を貫いてきたが、その第一義的な目的は、「原住民」（アフリカ人）の利益を擁護・促進することであった。この点については、〔浦野編 1981〕に所収されている、幾度か改訂された ANC 規約を参照。

15) ANC の（人権）闘争の歴史については、〔Holland 1990〕を参照。

から見た特徴を考察する。第1期は「請願運動期」（1912～1949年）で、アフリカ人エリートによるアフリカ人に対する差別撤廃を請願によって実現しようとした時期。第2期は「大衆運動期」（1949～1961年）で、青年同盟（1944年）が結成され、他の抵抗・政治組織と連携することで黒人の権利獲得を目指した時期。第3期は「武装闘争期」（1961～1991年）で、ANCが非合法化されて亡命・地下活動を余儀なくされ、軍事部門（ウムコント・ウェ・シズウェ）が活動した時期。第4期は「政党活動期」（1991年以降）で、全人種による選挙、憲法制定、政治活動を行った時期。

第2章 道徳的権利の要求

1. 「南アフリカにおけるアフリカ人の要求（Africans' Claims in South Africa）」¹⁶⁾

「南アフリカにおけるアフリカ人の要求」（以下、「アフリカ人の要求」と略）を起草する背景は、① 1930年代に活動が停滞した状況下において、ANCの活動を再び活発にさせるひとつの契機としたいこと、② 1941年8月、アメリカのフランクリン・ローズヴェルト大統領とイギリスのチャーチル首相との間で合意された「大西洋憲章」に触発されたことである。アルバート・エクスマ博士（ANC 全国議長）が原案を起草し、マシューズ教授を委員長とするアフリカ人エリート28人からなる特別委員会での検討を経て完成された。1943年12月16日、ブルームフォンティーンで開催された ANC 年次総会で政策文書として採択された。その目的は、大西洋憲章に定める8カ条の内容を南アフリカの黒人（とりわけアフリカ人）に適用することである¹⁷⁾。

「アフリカ人の要求」は、「序文」、第1章「われわれは世界の民主主義のために闘う」、第2章「大西洋憲章とアフリカ人」、第3章「権利章典」で構成さ

16) 英文については、つぎのウェブサイト (<http://www.anc.org.za/content/africans-claims-south-africa>) を参照。「権利章典」の日本語訳については、巻末の資料1を参照。

17) [Asmal, Chidester and Lubisi (eds.) 2005] vii, 1.

れる。以下で記すように、「権利章典」は7項目からなり、各項目にアフリカ人が要求する具体的な権利が列挙されている。

第1「完全な市民の権利および要求」は、① 参政権、② 法の前の平等と公正な裁判を受ける権利、③ 居住の自由、④ 移動の自由、⑤ プレスの自由、⑥ 住居の不可侵、⑦ 財産権、⑧ 職業選択の自由、⑨ 公務就任権、⑩ 教育についての権利、⑪ 社会保障の権利。第2「土地」は、① 公平な土地の再分配、② (個人と集団による)土地の権利、③ 農民に対する国の援助。第3「産業および労働」は、① 就労機会の平等、高等教育機関の提供、② 最低賃金と同一労働同一賃金、③ 職業上の人種差別の撤廃、④ 団体交渉権、⑤ 社会保障制度の確立、⑥ 産業福祉法令の適用。第4「商業」は、① 商業活動の許可、② 自由に商業を営む権利。第5「教育」は、① 教育施設、均等な教育費、初等義務教育制度、中・高等教育施設の提供、② アフリカ人だけを対象とする特別学校の拒絶、③ 教員に対する平等な待遇、④ アフリカ人による教育制度の運営。第6「公的な健康および医療サービス」は、① 十分な健康および医療設備の提供(不健全な健康・医療状況の原因:貧困、土地の欠如、都市のスラム化、健康・教育の無視、水・衛生設備の供給を無視)、② 改善要求(経済状況、予防医学)、③ 必要な措置(健康・医療サービスの確立、医療サービス学校システムの設立、病院・診療施設の増大、医療関係者の訓練施設の増大、保健サービス財政の調整、遠隔地に外科医を任命)。第7「差別的法令」は、① 差別的法令の廃止と隔離政策の拒絶、② 廃止を求める差別的法令の具体的な提示。

「完全な市民の権利および要求」が権利の実体規定、「土地」から「公的な健康および医療サービス」は政府に対する具体的な政策措置(主に社会権)に相当する。権利を保障する手続き規定がなく、その形式や「アフリカ人の要求」という名称からも、これはANCによる道徳的権利の主張である。

その特徴として、① 無差別・平等権を基礎に、基本的にはリベラルな人権を要求(「完全な市民の権利および要求」11カ条のなかで8カ条が自由権)、② 自由権だけでなく社会権を含めている(3カ条)、しかも社会権を具体的に要

求する度合いが自由権よりも高い（「土地」から「公的な健康および医療サービス」で要求している内容はほとんどが社会権）、③ 個人の権利を前提としているものの、集団の権利も含めている（土地、労働者・農民・教員）。④ 社会主義的なニュアンスをもつ要求（土地の再分配や集団の権利）であることを指摘することができる¹⁸⁾。

その意義は、① 西洋のリベラルな人権概念（特に人権の享有主体）を拡張（文明国の男女から植民地の人民へ）。② 第一世代の人権（自由権）と第二世代の人権（社会権）の不可分性を「権利章典」において明確に宣言（1948年の世界人権宣言よりも5年早い）。③ 植民地（グローバル・サウス）の非抑圧者からも内発的に人権（概念・思想）を創造しうることを明確に示した点にある¹⁹⁾。

以上のことから、「アフリカ人の要求」は、① 初期（第1期）のアフリカ人を主体とする請願活動（要望の提案）を中心とした ANC が、正当な要求を主張した最初の包括的なアフリカ人のための「権利章典」²⁰⁾、② その後に——引き続いて本稿でも紹介する——ANC が提示する重要な人権文書の原点、③ 要求すべき内容として初めて基本的人権を取り上げた「権利章典」であると位置づけることができる²¹⁾。

18) これらの特徴には、第二次世界大戦期に、ANC（の指導者）が社会民主主義、共産主義そしてアフリカニズムの影響を受けて、アフリカ人エリート組織から大衆組織へと脱皮しつつあった様子が見て取れる [Dubow 2012] 56。

19) 第2と第3の点については、[Asmal, Chidester and Lubisi (eds.) 2005] 4-7で強調されている。

20) この点から、「アフリカ人の要求」は、ANCの活動が第1期から第2期へと移行するメルクマールとなったと言われる [Asmal, Chidester and Lubisi (eds.) 2005] 2。ただし、アフリカ人の要求は「権利章典」にある権利を憲法で定めることを明確にのべていない。その意味で、それは「アフリカ人のために要求する権利のプログラムのな声明」である [Cockrell1997] 522。

21) [Ebrahim 1998] 13, [Segal and Cort2012] 26。なお、ANCは、1923年5月28日と29日に開催した年次総会で「アフリカ権利宣言」(The African Bill of Rights)を決議したが、これは英国国王の臣民としての権利を要求しており、近代的権利宣言とは言えない。そのため、本稿では取り上げなかった。アフリカ権利宣言(英文)については、[Asmal, Chidester and Lubisi (eds.) 2005] に所収されている。

2. 「自由憲章 (Freedom Charter)」²²⁾

「自由憲章」を起草する背景には、つぎのような事情があった²³⁾。第1に、1948年に発足した国民党権により、本格的に実施されていった——膨大な差別的法令と官僚・治安機構の拡充を含む——アパルトヘイト政策の悪影響が拡大したこと。第2に、大衆運動により一定の成果を上げていた ANC が、支配政権により効果的な圧力をかけるため、それまで部分的に協力していたさまざまな人種、階級に基づく抵抗運動・組織との連携を強化する方途を模索したことである。

「自由憲章」は、つぎのような過程を経て起草された²⁴⁾。1953年にケープ州クラドックで開始された ANC 年次総会でザカリア・マシュー教授が、人種の違いを超えて、すべての国民の代表が集まる全国大会〔人民会議〕を開催し、将来の民主的な南アフリカの建設に向けて「自由憲章」を起草するという提案を行ったことが発端である。同年12月にブルームフォンティーンで開催された ANC 全国会議において、マシュー教授の提案が採択。1954年3月にナタール州トンガートで企画集會が開催され、人民会議のキャンペーンを推進するために全国行動評議會が結成された (ANC、南アフリカ・インド人會議、白人からなる民主主義者會議、南アフリカ・カラード人民機構からそれぞれ2人、計8人で構成)。人民會議の全国行動評議會が出した文書「人民會議への呼びかけ」²⁵⁾ (1955年) で、自由憲章を作成するため、そこに含めたい人びとの願望を届けてほしいことを訴える。パンフレットやニュースレターの配布、家庭訪問による民衆の声の聞き取りなどに5万人ものボランティアが活躍した²⁶⁾。ANC の各支部も尽力し、1955年3月に結成された南アフリカ労働組合評議會

22) 英文は、つぎのウェブサイト (<http://archives.anc.org.za/the-freedom-charter-3/>) を参照。日本語訳は、[マンデラ 2014] に所収されている。

23) [トンプソン 2009] 第6章第2節—第4節、[ロス 2005] 第五章第1節・第2節を参照。

24) [マンデラ1996] 第4章の「自由の憲章」、[ミーア 1990] 第8章、[Holland 1990] chapter 6 を参照。

25) [マンデラ 1992] に、日本語訳が収録されている。

26) [Segal and Cort 2012] 28.

(SACTU) は労働者からの要望を収集した。全国行動評議会のなかの小委員会（民主主義者会議の白人ライオネル・バーンスタインが中心的な役割）が、各地から集まった民衆の願望や ANC の各支部から送られてきた草案を検討して自由憲章の草案をまとめる。1955年6月25-26日にクリップタウンで人民会議が開催された（2884人の代表と700人の観衆が参加）。そこで自由憲章の各項目が読み上げられ、出席した代表の賛同を得たうえで採択された。1956年4月にオランダで開かれた特別会議で、ANC は自由憲章を正式に採択した²⁷⁾。その目的は、① 新しい民主的な南アフリカの基礎となる原則の確立、② 人種や階級を横断した抵抗組織の連携・協働により解放運動をさらに強化するための新しい旗印の提示であった。

「自由憲章」の構成と内容は、人権の視点から見ると、つぎの通りである。「前文」では、（黒人と白人を含む）国民主権、生まれながらの権利の保障を謳っている。「人民が統治する！」では、①（男女の）参政権、② 国政に参加する権利、③ 無差別・平等、④ 民主的な自治政府機関の設置を定める。「すべての民族集団は平等な権利を有する！」では、① 国の機関、裁判所、学校における平等な地位、② 言語、文化、慣習を発展させる権利、③ 法律による保護、④ 人種差別の処罰、⑤ アパルヘイト法令の廃止を要求する。「人民は国の富を分かちあう！」では、① 国の富と遺産を人民の手に返還、② 地下資源・銀行・独占企業を人民全体が所有、③ すべての産業と商業は人民の利益に役立つように統制、④ 職業選択の自由を求める。「土地は耕す人びとが分かちあう！」は、① 土地の再分配、② 農民への支援、③ 移動の自由、④ 土地所有権、⑤ 強制労働と農場監獄の廃止を定める。「すべての人びとは法の下で平等である！」では、① 公正な裁判を受ける権利、② 政府役人による有罪宣告の禁止、③ 裁判所は人民の代表で構成、④ 重大な犯罪だけに再教育を目的

27) 自由憲章の採択が遅れた理由は、ANC 内部における「憲章支持派」と「アフリカニスト」の対立があった（当時は、指導部の多数が活動禁止処分を受けていたため、後者の立場が比較的強かった）。アフリカニストが反対した理由は、自由憲章が、① 白人によって書かれたこと、② 一定の条項に非アフリカニストの色合いが濃すぎる内容が含まれていることであった [ミーア 1990] 118-119頁。

とする投獄を限定、⑤ 人民の後援者・保護者としての警察と軍隊、⑥差別法の撤廃を訴える。「すべての人びとは平等な人権を享受する！」は、① 言論、結社、集会、出版、伝道、礼拝の自由と教育についての権利の保障、② プライバシーの保護、③（旅行を含む）移動の自由、④ 自由を規制する法律の廃止を定める。「労働と安全がもたらされる！」は、① 労働組合結成の権利・団体交渉権、② 勤労権、失業手当を受給する権利、③ 同一労働同一賃金、④ 週40時間労働、全国一律最低賃金、有給休暇、病気休暇、産児休暇、⑤ 鉱山・家内・農場労働者に他の労働者と同じ権利を付与、⑥ 児童労働、コンパウンド（隔離宿舎）労働、契約労働などの禁止を要求する。「学習と教育の扉が開かれる！」では、① 文化生活の増進、② 書籍・思想の自由な交換、他の土地との接触を通じた、人類の文化遺産の開放、③ 教育の目的（人民と文化を愛し、人類の友愛、自由、平和を尊ぶ）、④ 無償の義務教育、⑤ 高等・技術教育の開放、⑥ 成人の非識字率の一掃、⑦ 文化生活、スポーツ、教育における人種差別の撤廃を訴える。「住宅、安全、快適がもたらされる！」は、① 居住の自由、恥ずかしくない住宅に住み、快適に、安全に家族を養育する権利、② 未使用の宅地は人民に提供、③ 飢餓の根絶、④ 予防衛生計画の実施、⑤ 無償の医療ケア、母子への特別なケア、⑥ 交通機関、道路、街灯、遊技場、保育園、公民館の利用、⑦ 国による高齢者、孤児、障がい者、病者のケア、⑧ 休養、余暇、レクリエーションの権利、⑨ ゲットーと家族を分断する法律の撤廃を求める。「平和と友好がもたらされる！」では、① 諸国民の権利と主権を尊重する独立国家、② 交渉による国際紛争の解決と世界平和の維持、③ 人民の平和と友好は平等な権利・機会・地位の保障と一体化、④ 保護領の自決権、⑤ アフリカのすべての諸国民の独立と自治の権利の承認を定める。

「自由憲章」は「アフリカ人の要求」の権利章典で指摘した4つの特徴をすべて継承している。しかし、つぎのような相違点がある。すなわち、① 自然権に言及し、②（インド人、カラード、アフリカ人だけでなく白人も含めた）南アフリカのすべての者の権利を対象とする、③ 平等よりは権利の主張に重点を置く（「権利」に類する単語（right, rights, birthright）の使用は19カ所、

「平等」に類する単語 (equal, equals) は13カ所、「自由」に類する単語 (free, freedom, liberty) は10カ所である)。この相違点に、第2期の大衆運動期における ANC の活動の核心と成果が見られる。

その意義としては、自然権として自由権と社会権の不可分性を当然であると考えていることが重要である（「居住の自由、住宅の名に値する住宅に住み、快適で安全に家族を養育する権利」に典型的に見られる）。これは、世界人権宣言を条約化した国際人権規約（1966年に採択、1976年に発効）が自由権規約と社会権規約に分けて成立したことを鑑みても、その10年前に、この点を主張していたことが人権の歴史において画期的である²⁸⁾。

「自由憲章」は従来、ANC が考える① 基本的な政策宣言（の指標）、② 新しい南アフリカ社会の見取り図と理解されてきた²⁹⁾。しかし人権の視点から見ると、それは、① ANC が採択した——人権の享有主体と内容において——最も包括的な、民衆の願望を反映した人権文書（権利憲章あるいは道徳的権利の宣言）、② 白人主権から人民主権への移行を呼びかけていることから³⁰⁾、アメリカ独立宣言やフランス人権宣言に匹敵する「南アフリカ人権宣言」と位置づけることができる³¹⁾。さらに、それは ANC の権利要求が、平等原則（黒

28) アスマル等は、南アフリカにおける抑圧体制の過酷さから自由を求めた人びとの帰結として、自由憲章では自由権と社会権の不可分性が強調されたという [Asmal, Chidester and Lubisi (eds.) 2005] 53。同じような視点から、峯陽一は、アイザイア・バーリンの用語を援用して、新しい南アフリカ国民が自由と尊厳をもって生きるためには、自由憲章が「消極的自由と積極的自由の色彩豊かな相互体」である必要があったとのべる [峯 2014] 282頁。

29) 前者については [トンプソン 2009] 368頁、[ロス 2009] 140頁、後者については [峯 2014] 300頁を参照。

30) リン・ハントによると、「憲章」、「請願」、「章典」という言葉と「宣言」という語が最も相違する点は、「宣言」には主権を奪取する意図があることだという [ハント 2011] 116-117頁。

31) ネルソン・マンデラは自伝において、「アメリカの独立宣言、フランスの人権宣言、共産党宣言などの不朽の政治文書とならんで、“自由の憲章”は、実際的な目標を詩的に表現していた」と記している [マンデラ 1996] 248頁。エブラヒムは、自由憲章が実質的に南アフリカの新しい憲法を起草したものであるが、憲法よりは権利章典として解釈するほうが好ましいとのべる [Ebrahim 1998] 14, 265 (note 14)。

人への差別撤廃)から権利論・人権論(白人・黒人を含めたすべての南アフリカ人の権利)へと変化する転換点に位置する³²⁾。

「アフリカ人の要求」と「自由憲章」で主張する権利は、差別的なアパルトヘイト法令が撤廃された後に、裁判規範性のある市民の法的権利となることが想定されていた³³⁾。アパルトヘイト後の民主的な南アフリカの建設に向けた交渉が進展していくにともない、以下で検討するように、ANCはこれらの道徳的権利を将来の新憲法で定める法的権利として構成していくようになる。

第3章 法的権利の要求

1. 「民主南アフリカのための憲法ガイドライン (Constitutional Guidelines for a Democratic South Africa)」³⁴⁾

ANCの第3期(武装闘争期)の後半に「民主南アフリカのための憲法ガイドライン」(以下、「憲法ガイドライン」と略)が起草された背景には、つぎのような諸点がある。第1に1980年半ば以降の統一民主戦線を主体とする反政府活動が拡大し、それに対する非常事態宣言による政府の弾圧とANCによる武装闘争が激化したこと。第2に、国際社会による経済制裁にともない南ア経済が衰退し始めたこと(そのため、政府とANCがともに歩み寄りを模索するようになった)³⁵⁾。第3に、国連や国際社会との接触により、ANCは人権を主張することが組織の利益にとって有利であることを認識し始めたことである³⁶⁾。

32) この点を、女性の人権の史的展開を事例に説明するものとして、[辻村 2008] 序章を参照。南アフリカのノーベル賞作家であるナディン・ゴードイマは、自由憲章が採択された頃から、「平等」に代わり「自由」が、黒人(とりわけアフリカ人)にとって本当の要求を表す言葉になっていったと記している [ゴードイマ 1997] 31-32頁。

33) [Klug 2000] 74-75。

34) 英文については、つぎのウェブサイト (<http://www.anc.org.za/content/constitutional-guidelines-democratic-south-africa>) を参照。日本語訳は巻末の資料2を参照。

35) [林 1993] 第1節を参照。

36) 1980年代に入って、南アフリカで(市民団体だけでなくANCも)人権を擁護・主張するようになった背景には、第1に人権が、① 非常事態宣言の下で、被害

1986年1月にANCは亡命先のルサカにある本部で憲法委員会を結成し、「憲法ガイドライン」の起草を委ねた³⁷⁾。同年初頭のANC全国執行委員会で最初の草案が提示され、型通りに承認されたが、部分的に批判があった³⁸⁾。その後いくつかの草案が議論され、1989年に採択された。

「憲法ガイドライン」は「前文」と10項目で構成され、つぎのような内容を定める。「前文」では、①自由憲章の憲法規範化、②アパルトヘイト体制を公正で民主的な社会へと転換する必要性など。「国」では、①独立、統一、民主的および人種差別のない国、②人民主権、ひとつの中央機関、中央政府の権限を下位の政府に委任、③統治者の世襲制を廃止、④民主的な国の機関の設立。「選挙権」では、①一人一票の原則に基づく普通選挙、②被選挙権。「ナショナル・アイデンティティ」では、ひとつのナショナル・アイデンティティの促進と言語・文化の多様性の承認。「権利章典およびアフーマティブ・アクション」では、①自由憲章に基づく権利章典、無差別、経済的・社会的不平等を根絶するための積極的措置、④人種主義・排外主義などの扇

々者を保護・救済するだけでなくアパルトヘイト体制を批判する対抗言説、②新しい人種差別のない、民主的な南アフリカの構築を呼び覚ます象徴的言説として着目されたこと、第2に、労働組合運動による生きた権利闘争が、反アパルトヘイト運動に携わった人びとの人権意識を向上させたことが指摘されている [Dubow 2012] 88-89。

37) 憲法委員会は、元ケープタウン大学の講師（共産党の知識人）であったジャック・サイモンが委員長となり、国際的に活躍した経験のある独立した研究者であるカダー・アスマルとアルビー・サックスも参加した [Dubow 2012] 90-91。

38) カダー・アスマルによると、批判点として、あまりにもブルジョア的である、起草の目的（人びとを「動員する文書」か「戦術の手段」か）、ジェンダーの権利を含めることなどが指摘されたという [Asmal 2010] 107-109。アルビー・サックスは、権利章典に批判的なANCメンバーを説得するために、3つの理由を主張した。第1は「戦術的な理由」（ANCが権力を握ったさいに、いかなる者にも権利を保障しない全体主義国家になるだろうという政府の主張に対する反論）、第2は「戦略的な理由」（多数者と少数者そして個人の権利を保護する権利章典を主張することは、新憲法の権利章典が集団の権利に基づかなければならないという政府の主張に対する対抗）、第3は「根本的な理由」（解放運動と自由戦士そのものがその構成員の基本的な自由を否定しているという現状を克服する必要性）である [Sachs 1997] 1250-1252。

動・実践の違法化、⑤ 結社・表現・思想・礼拝・プレス自由、労働権、教育・社会保障に対する権利、⑥ 生存権と政治生活に参加する権利。「経済」では、① 人びとの利益と福利に奉仕する経済、② 経済一般にかかわる権利と義務の決定、③ 民間経済部門が国と協力する義務、④ 混交経済、⑤ 国による協同企業・村落産業・家族部門への支援、⑥ 労働に関する技能の習得支援、⑦ 財産権の保障。「土地」では、土地にかかわる人種差別の廃止、アファーマティブ・アクションに基づく土地改革。「労働者」では、労働組合結成の権利、ストライキの権利、団体交渉権。「女性」では、公私にわたる平等権、女性差別撤廃に向けたアファーマティブ・アクション。「家族」では、家族、父母、子どもの権利保障。「国際」では非同盟国の堅持。

その特徴として、つぎのような諸点を指摘することができる。第1に裁判所による権利の執行メカニズムについて言及していないが³⁹⁾、差別撤廃（平等権）の実現に向けた措置として「アファーマティブ・アクション」を明記し、実質的平等の実現を目指していること。第2に、自由権のなかに人種的憎悪の唱道の禁止を含めていること。第3に、社会権として生存権を明記していることである。

「憲法ガイドライン」はANCによって初めて法的権利が明示されたことに意義がある（ただし、あくまでガイドライン）。それは、ANCによる道徳的権利を宣言したふたつの文書（とりわけ、前文でのべるように「自由憲章」）に基づく裁判規範性のある権利章典である⁴⁰⁾。また「自由憲章」を採択して以降30年を経て、ANCが久しぶりに起草した——道徳的権利を法的権利へと橋渡しする——人権文書であると位置づけることができる⁴¹⁾。

39) その理由として、ドゥガードは、ANCの内部で権利を執行するメカニズムとして、裁判所と議会に説明責任を有する特別委員会のいずれが最も適しているのかに関して意見の不一致があったのではないかと推測している [Dugard 1990] 450。

40) [Segal and Cort 2012] 45。

41) 1960年に非合法化されて以降1980年代初頭まで、ANCが——特にリベラルな——人権言説についてほとんど関心を払ってこなかった理由として、① 組織内部における共産主義勢力の影響、② ウムコント・ウエ・シズウエのゲリラ活動による人権侵害、③ ANCの革命的な武力闘争に対する牽制を目的としたアメリカ

2. 「新生南アフリカのための権利章典 (A Bill of Rights for a New South Africa)」⁴²⁾

ANC の第 4 期 (政党活動期) の初期に「新生南アフリカのための権利章典」が起草された背景には、つぎのような移行期に向けた政治・社会の変化がある⁴³⁾。第 1 に、1989年12月に発足したデクラーク政権によりアパルトヘイト体制が撤廃されたことである。1990年 2 月にはマンデラが釈放、ANC が合法化された。同年 5 月に国民党と ANC により移行期に向けた予備交渉が開始され、1991年 6 月には主要なアパルトヘイト法令が撤廃された⁴⁴⁾。第 2 に、民主化後の憲法起草に向けての交渉が開始されたことである (そのため1991年12月に「民主南アフリカ会議」が設立されたが挫折し、1993年 3 月に「多党間交渉フォーラム」が設置された)。第 3 に、1989年 3 月に南アフリカ法律委員会が「集団と人の権利に関するワーキング・ペーパー」を作成したことである⁴⁵⁾ (ANC は、その対応に迫られた)。

それは、つぎのような段階を経て起草された⁴⁶⁾。1987年に ANC 全国執行委員会は、裁判規範性のある権利章典が必要であることを公式に声明した。1989年のハラレ宣言で「すべての者は、確立された権利章典の下で保護される普遍

↘の外交政策、④ 一部のバンツースタン政府が——南アフリカのバルカン化を促進するおそれがある——不当な権利章典を起草したこと、などが指摘されている [Dubow 2012] 92-97。

42) 英文は、つぎのウェブサイト (<http://www.anc.org.za/content/bill-rights-new-south-africa>) を参照。日本語訳は、巻末の資料 3 を参照。

43) [林 1993] 第 2 節、[藤本 1996] 第二章を参照。

44) ロスは、デクラーク政権がアパルトヘイト体制の撤廃を決断した背景には、① 景気後退と南アフリカ経済の後進性にとまなう白人経済の危機、② 国際社会からの非難と経済制裁による経済的・軍事的・精神的な打撃、③ 冷戦の崩壊によるアパルトヘイトを正当化するイデオロギー (共産主義からキリスト教文明を守る要塞) が意味を喪失、④ アパルトヘイト撤廃後も白人政権を維持できるという期待を指摘する [ロス 2009] 213頁。こうした点以外に、トンプソンは、人口学的要因 (白人人口の減少とアフリカ人人口の急増)、(雇用面における) 白人とアフリカ人の密接な相互依存状態を指摘する [トンプソン 2009] 419-422頁。

45) [Dugard 1990] 448-449。

46) [Asmal, Chidester and Lubisi (eds.) 2005] 73, 75. [Dubow 2012] 109-110。

的に承認された人権、自由および市民的自由を享受する」(第16条5項)と定められた⁴⁷⁾。1990年にANC憲法委員会は「新生南アフリカのための権利章典」を起草する作業に取りかかる。同年10月、暫定的な権利章典の草案が起草された⁴⁸⁾。1993年2月に予備改訂版が公表された。

「新生南アフリカのための権利章典」は「序」と23カ条で構成され、つぎのような権利を定める。第1条「平等」(1—3項)では、非差別の事由としてジェンダー(2項)を含める。第2条「人格権」では、生命に対する権利(1—3項)、死刑の廃止(3項)、尊厳に対する権利(4—7項)、公平な裁判を受ける権利(8—25項)、司法審査に対する権利(26項)、家庭生活に対する権利(27—30項)、プライバシーの権利(31—32項)移動の権利(33項)、良心の権利(34—35項)。第3条は「政治的権利」(1—6項)。第4条は「言論、集会および情報の自由」(1—3項)。第5条「結社、宗教、言語および文化の権利」では、結社の自由(1—2項)、宗教の自由(3—5項)、言語権(6—10項)、創造的自由(11項)、スポーツ、レクリエーションおよび文化活動の権利(12項)。第6条は「労働者の権利」(1—12項)。第7条「女性の権利」(1—2項)では、公私の平等(1項)、性と生殖に関する権利、子どもの養育権(2項)を定める。第8条「ジェンダーの権利」(1—3項)では、性的指向に対する差別の違法と救済(1—2項)を含める。第9条「障害者」(1—2項)。第10条「子ども」(1—6項)。第11条は「社会的、教育的および福祉の権利」(1—4項)、飢餓からの自由、避難所の権利および労働の権利(5項)、教育の権利(6—7項)、健康に対する権利(8項)、最低限の収入に対する権利お

47) ハラレ宣言は、1989年8月にアフリカ統一機構特別委員会が承認した、南アフリカの白人政府とANCが対話による交渉を進めるための前提条件を定めた宣言である。ハラレ宣言の全文(英文)については、[Ebrahim 1998] Document 13を参照。

48) サックスによると、「新生南アフリカのための権利章典」を起草するさいに、争点となったのは、①自由権だけかそれとも社会権も含めるのか、②平等権と差異の権利の間の関係(特に文化的権利)、③アフーマティブ・アクションの是非、④表現の自由とヘイトスピーチの制限、⑤特定の集団(労働者と女性)の権利を明記するか否か、という諸点であった[Sachs 1990] chapter III。

よび福祉の権利（9項）を定める。第12条は「土地および環境」（1—2項）、土地に対する権利（3—13項）、環境権（14—17項）を定める。第13条は「財産」（1—9項）。第14条は「アフーマティブ・アクション」（1—2項）。第15条は「積極的措置」（1—8項）。第16条は「制限」（1—4項）。第17条「執行」では、総論（1—5項）、憲法裁判所（6項）、人権委員会（7—12項）、オンブズマン（13—18項）、管轄権（19項）を定める。第18条は「国の防衛および非常事態の期間における統制および説明責任のための措置」（1—2項）。第19条は「防衛および非常事態の措置の布告」（1—2項）。第20条は「国民議会の監督権」（1—6項）。第21条は「逸脱することができない権利」（1—5項）。第22条は「国の防衛または非常事態時における拘禁」（1—6項）。第23条は「国の防衛または非常事態時における財産の収用および徴発」（1—3項）。

そこには、つぎのような多数の特徴が見られる。① 集団の権利が減少し、個人の権利を定めるリベラルな人権規定。② 社会権だけでなく、自由権が最も充実した規定（死刑の廃止、公平な裁判を受ける権利の多数の条項）。③ 文化的権利も拡充。④ 第三世代の人権（新しい人権）も含めた（プライバシーの権利、環境権）。⑤ 尊厳に対する権利を導入（これは、アパルトヘイト体制による深刻な人権侵害への対処）。⑥ 女性の権利だけでなくジェンダーの権利も拡充（公私の平等、性と生殖に関する権利、性的指向）。⑦ 障害者の権利を明記。⑧ 権利を保護・促進・充足する方法の拡張（アフーマティブ・アクション〔黒人と女性を対象〕だけでなく積極的措置〔アパルトヘイトによる構造的差別の撤廃、立法・行政措置だけでなく市民団体との協働も含める〕も明記）。⑨ 権利を執行する制度の拡充（第17条2項「権利章典に含まれる基本的権利および自由は、裁判所により保障される」には社会権も対象、憲法裁判所・人権委員会・オンブズマンの設置）。⑩ 権利の制約基準と（非常事態でも）逸脱することができない権利の明確化。

「新生南アフリカのための権利章典」は、① ANC が初めて憲法に含める裁判規範性のある権利章典を起草したこと、② ANC が普遍的とされるリベラルな人権の重要性を全体として認識するスプリングボードとなった点に意義が

ある⁴⁹⁾。それは、①「憲法ガイドライン」に基づき、「自由憲章」を法的権利として本格的に定めた体系的かつ包括的な自前の人権文書であり⁵⁰⁾、② 20世紀前半以降に起草された現代憲法に含まれる人権規定の特徴を最も拡充した、20世紀末における最も先端的かつ進歩的な権利憲章であると位置づけることができる⁵¹⁾。それは、ANC が80年以上をかけて起草してきた人権文書の到達点を示している。

おわりに

南アフリカの近現代史は、ふたつの対立する勢力（国民党と ANC）による憲法思想をめぐる闘争の歴史と言われる⁵²⁾。本稿は、ANC の憲法思想に含まれる人権の概念について、時代の変化に応じて作成された権利を要求する文書から考察してきた。その軌跡は、「アフリカ人の要求」がダイヤモンドの鉱脈、「自由憲章」が採掘された大きなダイヤモンドの原石、「憲法ガイドライン」が宝石ダイヤモンドの設計図、「新生南アフリカのための権利章典」が精巧に研磨された高度の輝きを放つ宝石ダイヤモンドであると位置づけることができる。

ANC の人権文書は、アパルトヘイト体制による大規模な人権侵害がもたらした筆舌に尽くしがたい苦しみ、それに対する怒り、正義と自由を求めた人び

49) 「新生南アフリカのための権利章典」の起草を最も妨げた要因は、ANC 内部に根強く浸透していた共産主義者の勢力であった。彼らは、憲法上の権利章典が、① 人民の権力による革命的変革と折り合わない、② 被抑圧者を従属させる支配者（白人）の道具、③ 自由権よりも社会権の方が重要といった理由で反対した。それに対して、ANC 憲法委員会（特に権利章典の起草に責任があったアスマルとサククス）は、被抑圧者（とりわけ ANC）による長きにわたる解放闘争で育まれてきた伝統の内部に、普遍的とされる（リベラルな）人権と類似するもの（道徳的権利）が存在すると主張することで、反対派の説得に努めた [Dubow 2012] 111-113。

50) サククスは、権利章典が諸外国の事例や経験を参照しながらも、あくまで南アフリカにおける反アパルトヘイトという人権と民主主義のための闘争によって作成されたことを強調する [Sachs 1992] chapter 20。

51) 現代憲法の人権規定に認められる特徴は、人権の主体、内容、保障範囲、保障手段の拡大と人権の国際化である [辻村 2011] 48頁。

52) [Ebrahim 1998] 10-11。

との闘争を、法律家が道徳的権利や法的権利の文書として具体化したものである。そのため、これらの人権文書に多くの人びと（とりわけ黒人）が共感して積極的に支持してきた⁵³⁾。その内容は、リベラリズム、民族主義、共産主義の影響を受けてきた。ANC 内部の諸勢力の力関係、国内外の政治・社会状況の変化に応じてどの思考が主流を占めるかが変化してきた。最終的には、アングロサクソンよりは西欧型の——社会民主主義に近い——リベラリズムが重視されるようになった⁵⁴⁾。

そこには権利の不可分性・相互依存性を通奏低音として、相互につなげた権利の鎖によって統合的に人間の尊厳を理解・実現しようと試みる「人権のネクサス・アプローチ」とでも名付けられうる手法を採用していることが見て取れる。この特徴は、グローバル・サウスにおける人権（発展）史に見られるひとつの独自性（自由権から社会権へという通常の人権史に対するオルタナティブ）であると言えるだろう。さらに、ANC——「パーリア」（見捨てられた被抑圧者）であるアフリカ人によってアパルトヘイトに対抗する最大の「意識的パーリア」（反逆者）として組織化された集団⁵⁵⁾——が、人権の創造主体として社会の周縁から一貫して主張してきた権利のホリスティックな概念は、権利を構成する方途において、南アフリカの内発的な人権概念であろう。

そもそも人権は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」（世界人権宣言前文、傍点は筆者）である。リベラルな人権概念はもともと、白人の成人男性を権利主体とした自由権だけを想定していた。ANC の人権概念は、非抑圧者である圧倒的多数の黒人の声を反映したがゆえに、人権の享有主体と内容も拡充しており、より包摂的な人間と権利の捉え方をしている。これは、南アフリカ（の黒人）が発信する人権概念における

53) 例えば、アパルトヘイト体制下の南アフリカで人口に膾炙された言葉「自由の木は血潮をそそがれて育つ」は、その象徴である（〔伊高 1985〕144頁、〔トラーディ 1989〕87頁、〔野間 1969〕15頁）。

54) ANC の政治思想にはリベラリズムが底流として存在していたことを主張するものとして、〔平野 1997〕を参照。

55) パーリアと意識的パーリアについては、〔アレント 1989〕第二章を参照。

「南の思想」⁵⁶⁾ の具体例であり、人権（の思想や概念）に対するグローバル・サウスからの寄与である。

これら ANC の人権概念がアパルトヘイト撤廃後——1993年と1996年——に起草されたふたつの南アフリカ憲法の人権規定に、どのような影響を及ぼしたのか。それを説明することが、今後の課題である。

参 考 文 献

- アレント・ハンナ（寺島俊徳・藤原隆裕宣訳）[1989]『バーリアとしてのユダヤ人』未来社
- イシェイ・ミシェリン・R（横田洋三監訳）[2008]『人権の歴史——古代からグローバル化の時代まで』明石書店
- 伊高浩昭 [1985]『南アフリカの内側』サイマル出版会
- 稲田恭明 [2010]「人権は何を要求しうる権利か——人権の規範的効果の再考」井上達夫編『講座人権論の再定位5 人権論の再構築』法律文化社
- 浦野起央編 [1981]『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第4巻アフリカⅡ』パピルス出版
- オモンド・ロジャー（斎藤憲司訳）[1989]『アパルトヘイトの制度と実態——一問一答』岩波書店
- 勝俣誠 [2013]『新・現代アフリカ入門——人々が変わる大陸』岩波書店
- ゴードン・ナディン（赤岩隆訳）[1997]『マイ・サンズ・ストーリー』スリーエーネットワーク
- 杉原泰雄 [1992]『人権の歴史』岩波書店
- 辻村みよ子 [2008]『ジェンダーと人権——歴史と理論から学ぶ』日本評論社
- 辻村みよ子 [2011]『比較憲法 新版』岩波書店
- ツツ・デズモンド（桃井健司・近藤和子訳）[1986]『南アフリカに自由を 荒れ野に叫ぶ声』サイマル出版
- 津山直子・勝俣誠 [2014]「ただ、Ubuntu のために——マンデラと南アフリカの長い道のり」『現代思想2014年3月臨時増刊号 総特集=ネルソン・マンデラ』青土社
- トラディ・ミリアム（佐竹純子訳）[1989]『アマンドラ——ソウェト蜂起の物語』現

56) 勝俣誠は、「北」が構築してきた構造や制度に挑戦しうる認識の枠組みを「南」の思想と呼ぶ〔勝俣 2013〕 i-ii 頁、〔津山・勝俣 2014〕 41頁。勝俣は「別に欧米に教えられなくても、アフリカ社会には人間の尊厳を支える人権思想が常にあった」と考えている〔津山・勝俣 2014〕 36頁。この指摘を援用すると、ANC の人権概念は当初から南アフリカのアフリカ人が考える人間の尊厳を、自由権と社会権が一体化した人権思想として理解するものであると見なせる。

南アフリカにおける人権構築の軌跡

代企画室

- トンプソン・レナード（宮本正興・吉國恒雄・峯陽一・鶴見直城訳）[2009]『南アフリカの歴史 [最新版]』明石書店
- 中原精一 [1995]『南アフリカ憲法略史——アパルトヘイトから人種協調の歴史へ』朝日大学法制研究所
- 中村睦夫・佐々木雅寿・寺島壽一編 [2017]『世界の人権保障』三省堂
- 野間寛二郎 [1969]『差別と叛逆の原点』理論社
- 林晃史 [1993]「南アフリカ共和国の民主化の背景」同編『南部アフリカの民主化』日本貿易振興会アジア経済研究所
- 林晃史 [1999]『南部アフリカ政治経済論』日本貿易振興会アジア経済研究所
- ハント・リン（松浦義弘訳）[2011]『人権を創造する』岩波書店
- 樋口陽一 [1992]『比較憲法 [全訂第三版]』青林書房
- 平野克己 [1997]「南アフリカ民主化後の政治体制」林晃史編『南部アフリカ民主化後の課題』日本貿易振興会アジア経済研究所
- 藤本義彦 [1996]「アパルトヘイト撤廃と民主主義の出発」川端正久・佐藤誠編『南アフリカと民主化 マンデラ政権とアフリカ新時代』勁草書房
- ベンソン・メアリー（阿部登・村山敦彦訳）[1989]『ネルソン・マンデラ』新日本出版社
- 松井芳郎・薬師寺公夫・坂元茂樹・小畑郁・徳川信治編 [2005]『国際人権条約・宣言集（第3版）』東信堂
- 松下冽 [2016]「グローバル・サウスの時代——21世紀を生きるために——」松下冽・藤田憲編『グローバル・サウスとは何か』ミネルヴァ書房
- マンデラ・ネルソン（浜谷喜美子訳）[1992]『ネルソン・マンデラ 闘いはわが人生』三一書房
- マンデラ・ネルソン（東江一紀訳）[1996]『自由への長い道（上）』日本放送出版協会
- マンデラ・ネルソン（峯陽一監訳・鈴木隆洋訳）[2014]『自由への容易な道はない マンデラ初期政治論集』青土社
- ミーア・ファティマ（楠瀬佳子・神野明・砂野幸稔・前田礼・峯陽一・元木淳子訳）[1990]『ネルソン・マンデラ伝 こぶしは希望より高く』明石書店
- 峯陽一 [2014]「自由への道が開かれた——「闘うマンデラ」の原点について」マンデラ・ネルソン（峯陽一監訳・鈴木隆洋訳）[2014]『自由への容易な道はない マンデラ初期政治論集』青土社
- リリーヴェルド・ジョーゼフ（越智道雄・川合あさ子・藤田みどり訳）[1987]『おまえの影を消せ 南アフリカ 時の動きの中で』朝日新聞社
- ロス・ロバート（石鎚優訳）[2009]『ケンブリッジ版世界各国史 南アフリカの歴史』創土社

Asmal, Kader [2010] *Politics in my Blood*, Jacana Media.

Asmal, Kader, Chidester, David and Lubisi, Cassius (eds.) [2005] *Legacy of Freedom* :

- The ANC's Human Rights Tradition*, Jonathan Ball Publishers.
- Barreto, Jose-Manuel (ed.) [2013] *Human Rights from a Third World Perspective : Critique, History and International Law*, Cambridge Scholars Publishing.
- Cockrell, Alfred [1997] The South African Bill of Rights and the 'Duck/Rabbit', *The Modern Law Review*, Vol. 60, Issue. 4.
- Dubow, Saul [2012] *South Africa's Struggle for Human Rights*, Ohio University Press.
- Dugard, John [1990] A Bill of Rights for South Africa, *Cornell International Law Journal*, Vol. 23, Issue 3, Article 2.
- Ebrahim, Hassen [1998] *The soul of a nation : constitution-making in South Africa*, Cape Town, Oxford University Press.
- Frezzo, Mark [2015] *The Sociology of Human Rights : A Introduction*, Polity Press.
- Holland, Heidi [1990] *The Struggle : A History of the African National Congress*, George Braziller, INC.
- Klug, Heinz [2000] *Constituting Democracy : Law, Globalism and South Africa's Political Reconstruction*, Cambridge University Press.
- Liebenberg, Sandra [2000] *Human Development and Human Rights South African Country Study*, *Human Development Report 2000 Background Paper*, http://hdr.undp.org/sites/default/files/sandra_liebenberg.pdf
- Sachs, Albie [1990] A Bill of Rights for South Africa: Areas of Agreement and Disagreement, *Columbia Human Rights Law Review*, Vol. 21.
- Sachs, Albie [1992] *Advancing Human Rights in South Africa*, Cape Town, Oxford University Press.
- Sachs, Albie [1997] South Africa's Unconstitutional Constitution : The Transition from Power to Lawful Power, *Saint Louis University Law Journal*, Vol. 41.
- Segal, Lauren and Cort, Sharon [2012] *One Law, One Nation : The Making of the South African Constitution*, Constitution Hill Trust.

資料1 南アフリカにおけるアフリカ人の要求（1943年12月14日）

権利章典

完全な市民の権利および要求

われら、南アフリカ連邦のアフリカ人民は、南アフリカにおけるすべてのヨーロッパ人によって享受されている完全な市民権の承認を緊急に要求する。われわれは、つぎに掲げる事項を要求する。すなわち

1. 原住民代表法によるケープ「原住民」の選挙権および原住民代表評議会のような人種に基づく政治的差別の廃止、ならびに人種にかかわらず、国会、州評議会および他の代表機関への選挙権および被選挙権をすべての成人に拡張すること。
2. 陪審員としての指名ならびに裁判官、治安判事および裁判所事務官としての任命を含む、裁判所における平等な正義への権利。
3. 居住の自由ならびにこの自由を制限する原住民（都市地域）法、原住民土地法および原住民法改正法のような法律の廃止。
4. 移動の自由、ならびにパス法、原住民都市地域法、原住民法改正法および類似の法令の廃止。
5. プレスの自由に対する権利。
6. すべての家族の権利として住居の神聖または不可侵性の承認、ならびに警察が税金もしくは酒または他の目的のために市民の住居を抜き打ちで搜索することの禁止。
7. 土地および他の形態の動産だけでなく不動産をも所有、購入、借入または賃貸および占有する権利、ならびに原住民土地法、原住民信託土地法、原住民（都市地域）法および原住民法改正法の廃止。
8. 人口の他の部門の構成員と同じような任期および条件に基づく、あらゆる形態の合法的な職業、商業および専門職に就く権利。
9. ヨーロッパ人と同じ任期および条件に基づき、公務員および公務のすべての部署に任命されるならびに公職に就く権利。
10. 自由および義務的な教育に対するすべての子どもの権利ならびに専門学校、大学および他の高等教育機関に入学する権利。
11. 国の社会サービスにおいて他のいかなる部門の人口とも平等に処遇すること、およびヨーロッパ人と対等の基準で社会保障制度にも加入すること。

土 地

われわれは、国のすべての物理的資源を平等に共有する権利を要求する、およびわれわれは、つぎに掲げる事項を強調する。すなわち

1. 約200万人のヨーロッパ人に国土の87.25%を配分しているのに対して、700万人のアフリカ人には12.5%しか配分していないという現状は不公平でありおよび南アフリカの利益と矛盾しているので、土地問題を公正に解決するための前提として土地を公平に再分配することを要求する。
2. 農村および都市のいずれにおいても、個人または集団として土地を所有、購入、借入もしくは占有する権利は市民の基本的権利であるので、つぎの法律がその権利を無効にする限り、原住民土地法、原住民信託土地法、原住民法改正法および原住民（都市地域）法の廃止を要求する。
3. アフリカ人の農民はヨーロッパ人の農民ほど国から援助を受けられないので、ヨーロッパ人によって享受されているものと同等な土地銀行施設、国の補助金、および他の特権を要求する。

産業および労働

われわれはアフリカ人のために、つぎに掲げる事項を要求する。すなわち

1. この目的が完全に実現され得るよういなる職業、商業もしくは産業においても働く機会の平等、彼らが熟練、半熟練を要する職業、専門職、公務員および他の分野の仕事に就くことができるように、アフリカ人の専門および大学教育のための施設が提供されなければならない、
2. 労働者が健康、幸福、品位および安心をもって生活できる最低賃金のような農村および都市いずれにおいてもすべての労働ならびに非熟練労働者のための機会の平等だけでなく、同一労働同一賃金、
3. 産業、および他の職業における人種の壁を取り除くこと、
4. 産業調停法に基づきアフリカ人労働者の団体交渉権を法的に承認すること、
5. アフリカ人労働者は労働から生じる疾病、失業、事故、高齢に対しておよび他のすべての身体的損傷のために保険に加入する必要があること、そうした保険の加入は政府および雇用主により完全に負担される必要があること、
6. すべての産業福祉法令を農業、家事労働および公的な制度または機関で働くアフリカ人に拡張すること。

商 業

1. われわれは、都市および農村のいずれにおいてもアフリカ人が商売する許可書の獲得を妨げるすべての慣行に強く抗議する、およびわれわれはアフリカ人の経済活動を隔離された地域および場所に制限することを同じように非難する。
2. われわれは、アフリカ人が自由に商売する権利を承認するよう要求する。

教 育

1. アフリカ人の教育は、その適切な実現のために国の努力を必要とする国内の重要事項である。そのとてつもない作業は、宣教師または私人の努力といった資源の限界をはるかに超えている。アフリカ人の子どもに対する教育の権利は、他の部門の子どもと同じように、国の義務および責務として承認されなければならない。

したがって、われわれは、つぎに掲げる事項を要求する。すなわち

- a. 国はアフリカ人の子どもに、すべての種類の教育のために完全な施設を提供しなければならない。
 - b. アフリカ人の教育は、一人あたり均等に一般歳入から資金が提供されなければならない。
 - c. 国は学校に通う年齢のすべてのアフリカ人の子どものために、十分に適切な建物および設備を提供する、ならびに自由な初等の義務教育を設立しなければならない。
 - d. 国は中等、専門、技術および大学教育のために適切な設備を提供しなければならない。
2. われわれはアフリカ人のために特別な形式のいかなる教育も必要であるというような概念を拒絶する、したがって、われわれは、アフリカ人が他の人民と対等な関係によって近代世界の要件を満たすことができるような形式の教育が与えられなければならないことを要求する。
 3. われわれは人種または皮膚の色にかかわらず、すべての教員に対して平等な教育上の資質および同等の教育程度に同一の賃金が支払われることを要求する。われわれはヨーロッパ人の教員によって享受される年金、便益の条件、および他の特権がアフリカ人の教員にも同等に拡張される必要があることを強く要求する。
 4. われわれはアフリカの教育システムの指導がよりいっそうアフリカ人自身の手に委ねられなければならないことを主張する、したがって、われわれはアフリカの学校、研究所および短期大学における管理および政策の策定に責任を有する、教育諮問委員

会、学校委員会、統治評議会などのような、すべての機関において、アフリカ人の代表が増えるおよび直接代表されること、ならびに／または国の教育政策を策定および指導するすべての機関において十分に代表されることを要求する。

公的な健康および医療サービス

1. われわれは、国全体の人びとに十分な健康および医療設備を供給することは国の義務であると考えている。われわれは、国がこの点においてアフリカ人にその義務を遂行してこなかった、およびこの重要な義務を慈善およびボランティア団体に任せてきたという事実を残念に思い、非難する。この問題を完全に無視してきた結果として、アフリカ人全体の健康全般が警鐘を鳴らす必要があるまでに悪化してきた。われわれは、これらの現状を引き起こした原因には、つぎに掲げる要素があると考えている。すなわち
 - a. 現在の大規模な栄養失調、全般的な人口の過密、高い乳幼児死亡率および病気の罹患率の原因となっているアフリカ人の低い経済的な立場、
 - b. 特別居住区に人口が集中する帰結としての土地不足ならびにその結果としてアフリカ人のよくない健康状態および体格の悪化、
 - c. 都市部におけるスラムの状態、
 - d. アフリカ人の健康および教育全般の無視、
 - e. 都市および農村のいずれにおいてもアフリカ人によって占拠された地域における水の供給、適当な衛生設備および他の公衆便所を供給することの無視。
2. この現状を改善するために、われわれは、次に掲げる事項を強調および要求する。すなわち
 - a. アフリカ人の経済的立場を実質的におよび直ちに改善すること、
 - b. 現代的な公衆衛生の意味に含まれるすべての内容を備えた予防医学を正しく強調することによって、国の保健事業を劇的なまでに検査するおよび立て直すこと。
3. われわれは、アフリカ人の健康に対するニーズを満たすために、つぎに掲げる措置を採用するよう強く要求する、
 - a. 人口のすべての部門のために無料の医療および保健事業を確立すること、
 - b. 医師、看護師および他の保健師といった専従職員を擁する医療事業学校制度を設立すること、
 - c. 農村および都市のいずれにおいても病院および診療施設を増大すること、
 - d. アフリカ人の医師、歯科医、看護師、衛生検査官、保健師などを訓練するための施設を増大すること、

南アフリカにおける人権構築の軌跡

- e. 連邦全体のための保健事業の財政を調整すること、
- f. アフリカ人を含む全人口のために必須の適切な統計制度を構築すること、
- g. より多くのアフリカ人が居住する農村において地区の外科医を任命すること。

差別的法令

1. われら、アフリカ人民は、人種および皮膚の色を理由にアフリカ人を差別するすべての制定法を廃止することが、南アフリカにおいて新秩序を確立するために重要であると考えている。われわれは、この政策がアフリカ人を永久に保護される立場に置き続け、通常の発展に対して不利な影響を及ぼすために設計される程度に応じて、わが国の生活のすべての側面における隔離政策を非難し、拒絶する。
2. われわれは、国のすべての公務員および他の公務員ならびに公的制度によってアフリカ人になされた無礼なまでに荒々しいおよび取るに足りない扱いに対して強く抗議する。そうしたきわめて不快な慣行はキリスト教の、民主的な文明の基準と折り合いをつけることはできず、人間の品位とも矛盾する。

したがって、われわれは、つぎに掲げる事項を要求する。すなわち

- a. 1909年南アフリカ法である、連邦憲法におけるすべての人種的な障壁および／または差別的な条項の廃止、
- b. 1936年原住民代表法の廃止、
- c. 1913年原住民民法および1936年原住民土地改正信託法の廃止、
- d. プレス法、改正された原住民都市地域法、1927年原住民行政法の廃止、
- e. 「人種の障壁」法または1926年鉱山労働法、原住民サービス契約法、主人および奴隸法、原住民労働調整法の廃止ならびに産業調整法に含まれるアフリカ人労働者に対するすべての差別的および障壁となる条項の改正。

要約すると、われわれは、南アフリカ連邦において人種、信条または皮膚の色に基づくいかなる方法においても、アフリカ人に対して差別する、いかなる政策およびすべての慣行だけでなく、いかなるおよびすべての法律の廃止を要求する。

資料2 民主南アフリカのための憲法ガイドライン (1989年)

ジョハネスバーグ近郊のクリップタウンにおいて人民会議によって1955年に採択された、自由憲章は、自由、民主的および差別のない南アフリカという政治的かつ憲法的な展望を示したわが国の歴史における最初の体系的な声明であった。

自由憲章は世界中で受け入れられている民主的な原則を断固として支持する類いの唯一の南アフリカの文書として、今日でもユニークな存在である。南アフリカ人の間において、それはアパルトヘイト後の国のためのプログラムとしてきわめて広範囲に受け入れられてきた。今や、自由憲章は未来への展望から現実の憲法規範に転換されなければならない段階に近づいている。

われらアフリカ民族会議は南アフリカ人民、そしてアパルトヘイトの終焉を見たいと願う世界中の人びとに対して、アパルトヘイト後の南アフリカにおける政府の礎のための基本的ガイドラインを提示する。これらのガイドラインに関する広範囲で民主的な討論により、その下でわが人民が生活した暴政と抑圧に終止符を打つ方法に関して合意を達成するために、わが国の人びとを幅広い部門から動員することになる、したがって、彼らが自由な国における自由な市民として日常的で人間らしい生活を送ることができようになるであろう。

その直接の目的は、植民地による征服と白人の支配という何世紀にもわたる遺産を完全に取り除き、人種的な抑圧と差別を押しつけたすべての法律を廃止する公正で民主的な社会を構築することである。しかし、差別的な法律を廃止し、正当性がない体制の痕跡を根絶することだけでは十分ではない。アパルトヘイトの構造と制度が解体され、民主的なそれに置き換えられなければならない。アパルトヘイトの思想と実践が、新旧いずれの形態においても表面化することが認められないことを確保するための措置が講じられなければならない。

さらに、何世紀にも及ぶ人種差別と不平等の影響は、すべての人に対する急速で取り消すことのできない富の再分配と施設の公開を保障する是正措置のための憲法の規定によって克服されなければならない。憲法は非人種的および非性差別的な思考習慣、反人種的態度ならびに共有された愛国心も促進しなければならない。

南アフリカにおける人権構築の軌跡

憲法はすべての市民の基本的な人権を断固として保護しなければならない。それは人種、皮膚の色、性別または信条にかかわらず、すべての個人に対する平等な権利である。さらに、それはすべての人に平等な文化的、言語的そして宗教的な権利を確立することを要請する。

南アフリカの現状では、国における87%の土地と95%の生産手段が支配階級によって掌握されており、それは白人コミュニティだけから引き出されている。したがって、憲法によって集団の権利を保護することは現状を永続させることになり、そして大多数の人民は憲法にしたがって引き続き貧困状態を強いられ、生まれた土地において部外者として取り残されることを意味する。

最後に、憲法が成功するかどうかは、ある程度まで、それがすべての水準の政府および経済的・文化的な生活にすべての部門の人びとが積極的に参画するための要件を促進する度合によって決定されるであろう。これらの基本的目的を心にとどめて、われらは、アパルトヘイトの廃止および真に公正で民主的な南アフリカを構築することが、つぎに掲げる原則に基づく憲法を必要としていることを宣言する。すなわち

国

- a) 南アフリカは独立した、統一の、民主的および非人種的な国である。
- b) i. 主権は人民全体に存し、ならびにひとつの中央の立法部、行政部および執行部を通じて行使される。
ii. より効率的な行政と民主的な参加という目的のために、中央当局の権限を下位の行政部門に委任することを定める。
- c) 世襲の統治者および長官という制度は、憲法に定められる民主的の原則にしたがい、人民全体の利益のために奉仕するよう変革される。
- d) 司法、治安部隊および軍隊を含む政府のすべての機関は人民全体の代表であり、その構造および機能において民主的であり、ならびに憲法の原則を擁護することに専心する。

選挙権

- e) その主権を行使するさいに、人民は一人一票の原則に基づく普通選挙制度の下で投票権を有する。
- f) いかなる有権者もすべての立法機関に立候補するおよび選出される権利を有する。

ナショナル・アイデンティティ

- g) すべての南アフリカ人を拘束するひとつのナショナル・アイデンティティと忠誠心の育成を促進することが国の政策である。同時に、国は人民の言語的および文化的な多様性を承認し、ならびに自由な言語的および文化的な発展のために設備を提供する。

権利章典およびアファーマティブ・アクション

- h) 憲法は自由憲章に基づく権利章典を含める。そうした権利章典は人種、性別または信条にかかわらずすべての市民の基本的権利を保障する、およびそれを執行する適切な仕組みを提供する。
- i) 国およびすべての社会制度は、そのすべての形態において人種差別を根絶する憲法上の義務を有する。
- j) 国およびすべての社会制度は、人種差別によって生み出された経済的および社会的な不平等を速やかに根絶するため積極的な措置をとる憲法上の義務を有する。
- k) 人種主義、全体主義、ナチズムまたは民族的もしくは地域的排他性もしくは憎悪の扇動を提唱するもしくは実践することは、違法とされる。
- l) 上記の(i)項および(k)項にしたがい、国は結社、表現、思想、礼拝およびプレスのような、基本的権利ならびに自由を保障する。さらに、国は労働に対する権利を保護する、ならびに教育および社会保障を保護する義務を有する。
- m) (i)から(k)項にしたがうすべての当事者は、生存権および国の政治生活に参加する法的権利を有する。

経 済

- n) 国は経済全体がすべての部門の人びとの利益および福利に奉仕することを確保する。
- o) 国は経済活動が行われるならびに所有者および生産能力の利用に付着する権利および義務を定義し、制限する一般的な文脈を決定する権利を有する。
- p) 私的な経済部門は社会福祉を促進しようとする自由憲章の目的を実現するさいに、国と協力する義務を有する。
- q) 経済は公的部門、私的部門、協同部門および小規模な家族部門からなる、混交的なものとする。
- r) 協同形態の経済企業、村落産業および小規模な家族活動は、国から支援を受ける。
- s) 国はすべての部門の人びと、とりわけ黒人の間に管理、技術および科学上の技能を習得すよう促進する。

南アフリカにおける人権構築の軌跡

t) 個人が使用および消費する財産は、憲法で保護される。

土 地

u) 国は、つぎに掲げる事項を含む、土地改革プログラムを考案および実施する。すなわち

i) 土地の所有および利用に関するすべての人種的制限を廃止すること。

ii) 強制的に移動させられた犠牲者の地位を考慮して、アフーマティブ・アクションの原則にしたがい土地改革を実施すること。

労働者

v) 労働者の労働組合の権利、とりわけストライキおよび団体交渉の権利を保護する憲章が、憲法に導入される。

女 性

w) 女性は公的および私的生活のすべての部門において平等の権利を有する、ならびに国は性別の間にある不平等および差別を撤廃するためにアフーマティブ・アクションを実施する。

家 族

x) 家族、父母および子どもの権利は保護される。

国 際

y) 南アフリカはアフリカ統一機構憲章および国連憲章の原則ならびに民族解放、世界平和および軍縮の達成にかかわる非同盟国である。

資料3 新生南アフリカのための権利章典（予備改訂版 1993年2月）

序

アフリカ民族会議の憲法委員会によって準備された権利章典草案に関してさまざまな形で受け取った膨大な意見の観点から、この新版は準備された。その目的は政策会議において発表するために事前に改訂版を作成することである。したがって、本草案はアフリカ民族会議の会員から意見を受け取った後に完成される予定である。

第1条 平等

- (1) すべての南アフリカ人は自由に生まれ、ならびに尊厳および権利において平等である。
- (2) いかなる個人もしくは集団も特権を受けず、または人種、皮膚の色、言語、ジェンダー、もしくは信条、政治的もしくは他の意見、出生もしくは他の地位という理由に基づき差別、支配もしくは迫害を受けることはない。
- (3) すべての男女は、法の下に平等な保護を受ける。

第2条 人格権

生命に対する権利

- (1) 何人も、生命に対する権利を有する。
- (2) 何人も、彼または彼女の生命を恣意的に奪われることはない。
- (3) 死刑は廃止される、および今後それを執行することはない。

尊厳に対する権利

- (4) 何人も奴隷、隷属状態または強制労働に服することはない。ただし、強制労働には裁判所の判決を執行するために通常要請される労働、良心的兵役拒否者による軍務もしくは公務、災害または重大な非常事態の場合に要請される労働、通常の市民的義務の一部ではないすべての労働を含めないことを要件とする。
- (5) すべての者の尊厳は、尊重される。
- (6) 何人も拷問または残虐で、非人道的なもしくは品位を傷つける扱いもしくは処罰に服することはない。
- (7) 何人も暴力、嫌がらせもしくは虐待、または彼もしくは彼女の尊厳を傷つけること

に対して、法により適切に保護される権利を有する。

公平な裁判を受ける権利

- (8) 何人も法の適正な手続きがなされた後を除き、彼または彼女の自由を奪われることはなく、および裁判所は正当な法的機関を経由しないで拘束したいかなる者も釈放する権利を有する。
- (9) 裁判抜きはいかなる拘禁、追放または自宅軟禁もあってはならない。違法な移民および精神に疾患がある者に関して、移動を正当に制限する法令を定めることができる。
- (10) 何人も裁判で有罪をすることを除くいかなる目的のためにも、逮捕または拘禁されることはない。
- (11) 法により定められた手続きにしたがって逮捕され、および拘留された者は直ちにその罪状を伝えられ、彼らが選択した法定代理人にアクセスする、ならびに48時間以内、またはその日が日曜日もしくは公休日である場合には、その後の最初の労働日に裁判所に引き渡される。
- (12) 裁判所が裁判のために引き続き拘留しなければならないと判断することがない限り、被疑者は保釈される。
- (13) 何人も独立した裁判所による公平な裁判を行った後を除き、自由を奪われることはなく、または他の処罰に服することはない。
- (14) 裁判は、妥当な時間内に行われる。
- (15) 何人も罪が証明されるまで、無実であると推定される。
- (16) いかなる行為も、それが起きた時点において犯罪でない場合には処罰されない、およびいかなる刑罰も過剰的に加重されることはない。
- (17) 何人も同じ犯罪について、二度にわたり裁判または処罰されることはない。
- (18) 被告人はその申立ての内容を文書で伝えられ、ならびにその弁護を準備するおよび行う十分な時間が与えられる。
- (19) 被告人はその罪状の内容および意味ならびにその手続きを理解すること、彼らが読み書きできないまたは理解する能力に欠けることにより偏見をもたれないこと、および彼らが公平な裁判を受けることを確保するために、妥当なすべてのことが行われる。
- (20) 被告人は提出されたすべての証拠に反論する、自ら選んだ弁護人により擁護される、および拘禁中の場合には、適切な時間にはいつでも弁護人にアクセスする権利を有する。
- (21) 法廷代理人に金銭を支払うことができない、および司法の利益がそれを要請する場

合、国は弁護資格を有する者を提供するまたは彼らに金銭を支払う。

- (22) 何人も自ら証言することを要請されることはなく、家庭内の暴力もしくは虐待の場合を除き、民法または慣習による婚姻を問わず、いかなる者も配偶者、父母もしくは子どもに対して証言することを要請されない。
- (23) 拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける扱いにより入手されたいかなる証拠も、すべての訴訟手続きにおいて許可されない。
- (24) 未成年は、成人の犯罪者と分離される。
- (25) いかなる裁判所により科された処罰も人道的であり、およびいかなる刑事施設収容の期間も定期的に審査される。

司法審査に対する権利

- (26) 行政上もしくは執行上の行為により彼もしくは彼女の権利、資格もしくは正当な期待において悪影響を受けたいかなる者も、法により付与された権限を超えた、当局による権限の乱用、悪い信念、または不正義の表明に等しい手続きもしくは決定と関連する（広範な）不当を含む、不法行為を根拠として独立した裁判所または審判所によりその問題を審査する権利を有する。

家庭生活に対する権利

- (27) 何人も人種、皮膚の色、言語、ジェンダーまたは信条を理由に彼もしくは彼女の住居を奪われるまたは移動させられることはない。
- (28) 家庭内の暴力または虐待を防止するための適切な措置が認められる場合を除き、家庭内のプライバシーは尊重される。
- (29) 人びとは家族を形成する、自分が選んだ同伴者と共に暮らす、および婚姻する権利を有する。
- (30) 婚姻は同伴者の自由な同意に基づく、および配偶者は婚姻時およびその期間ならびに離婚に関して平等な権利を享受する。

プライバシーの権利

- (31) 法律により定められる、ならびに開かれたおよび民主的な社会において受け入れることができるような、妥当な理由を除き、いかなる捜査もしくは侵入も許されない。
- (32) 私的会話に介入する、人を秘かに見張るならびに同意なしに彼らについての秘密情報を収集および保管することは、開かれたおよび民主的な社会において受け入れるこ

南アフリカにおける人権構築の軌跡

とができる状況において法律により正当化される場合を除き、許されない。

移動の権利

(33) すべての南アフリカ人は、差別なく国のいかなる場所にも自由に移動および居住する、旅券を受け取る、外国に旅行するおよび彼または彼女が望めば移住する権利を有する。

良心の権利

- (34) 良心の権利は侵されない、および何人も彼または彼女の信念のために処罰されることはない。
- (35) 何人も彼もしくは彼女の信念に反して、武器をとるまたは軍務に服することを要請されない。

第3条 政治的権利

- (1) 南アフリカはすべての市民が平等に基づき、基本的な政治的権利を享受する複数政党制の民主主義である。
- (2) すべての水準の政府は、選挙に対して説明責任の原則にしたがう。
- (3) 選挙は人種、皮膚の色、言語、ジェンダーまたは出生を理由とするいかなる区別もしない選挙法にしたがって実施される。
- (4) 選挙は定期的、自由および公正であり、ならびに普通選挙および共通有権者名簿に基づく。
- (5) 投票資格を有するすべての男女は、いかなる政府機関または行政におけるいかなる地位もしくは職務にも立候補および就任する権利を有する。
- (6) すべての市民は、直接または自由に選ばれた代表者を通じることのいずれかで、政党を結成しおよびそれに加わる、ならびに社会的、経済的および政治的な変化のために政治運動を行う権利を有する。

第4条 言論、集会および情報の自由

- (1) 公平に報道および意見する、ならびに応答する権利を尊重する、プレスを含む、思想、言論、表現および意見の自由が必要である。
- (2) すべての男女は、平和的および武器を持たずに集会するならびに苦情および不正義を救済するために請願する権利を有する。

- (3) すべての男女は市民、労働者または消費者としてその権利を有効に利用することができるために必要なすべての情報に対する権利を有する。

第5条 結社、宗教、言語および文化の権利

結社の自由

- (1) 労働組合、宗教団体、医師会、学生団体、および社会および文化団体を結成するおよびこれらの団体に加入する、ならびに非政府組織を結成するおよびこれらの組織に参加する権利を含む、結社の自由が必要である。
- (2) 法令により、団体構成員の便益に直接影響を及ぼすことができるいかなる公的もしくは私的団体によりいかなる行動もなされるまたはいかなる措置もとられる前に、適切な場合には、これらの団体を聴聞する権利を定める。

宗教の自由

- (3) すべての宗教の礼拝の自由および寛容が必要であり、ならびにいかなる国教または公的宗教も設立されない。
- (4) 宗教制度は国から分離されるが、本憲法の目的を促進するという視点から国と協力する、または国の行為に関して監視および意見を妨げるものは、本憲法において何もない。
- (5) 宗教儀式と結びついた場所は尊重される、および何人も人種を理由にそうした場所に入ることを妨げられない。

言語権

- (6) 南アフリカの言語は、アルファベットの順番にアフリカーンス、英語、ンデベレ語、スベディ語、スワジ語、ツオンガ語、ツワナ語、ベンダ語、ソト語およびズール語である。
- (7) 国は、とりわけ教育、文学およびメディアにおいて、これらの言語の発展を促進するため、さまざまな言語を尊重するため、ならびに支配または分断という目的のためにいかなる言語もしくは諸言語も利用することを防止するため、積極的に行動する。
- (8) そうすることが適切である場合には、これらの中のひとつもしくはそれ以上の言語が、法令または国もしくはいかなる地域もしくはそれが広く利用される場所において定義される他のいかなる目的のためにも利用される言語として、国会によりこれを指定することができる。

南アフリカにおける人権構築の軌跡

- (9) 公私の資源の利用可能性、および合理性の制限にしたがい、初等および中等教育は、可能であればいつでも、生徒または父母の好みに合う言語もしくは諸言語で行われる。
- (10) 国は、南アフリカで話されるすべての言語の尊重を促進する。

創造的自由

- (11) 検閲がなく、開かれたおよび民主的な社会において一般的に受け入れることができる原則にしたがい、法律により課され得る制限だけに服する、芸術活動および科学的調査の自由が必要である。

スポーツ、レクリエーションおよび文化活動の権利

- (12) スポーツ、レクリエーションおよび文化活動は、すべての南アフリカ人の才能を引き出しおよび能力を創造するために、非人種的であることに基づいて推奨される、ならびに自治団体はこれらの目的を達成するために設置されうる。

第6条 労働者の権利

- (1) 労働者は労働組合を結成する、および国から干渉されることなくそうした組合を統制する権利を有する。
- (2) 労働者は自らの選択で労働組合に自由に加入し、そうした組合の規則および憲法で定める非差別の原則のみにしたがう、ならびにいかなる労働者も組合員であることを理由に被害にあうことはない。
- (3) 労働者の便益に影響を及ぼすいかなる社会的、経済的または他の事項に関して、集団的に組織するおよび交渉する権利が保障される。
- (4) これらの権利を促進するさいに、労働組合は会社の敷地に正当にアクセスする、必要な情報を正当に受け取る、および適切な場合には組合費を控除する権利を有する。
- (5) いかなる法律も、労働組合の代表がそうした合意により保護されたすべての労働者を拘束する集団的合意について交渉することを妨げない。
- (6) 労働者は、コミュニティに属する者またはいかなる部門の人びとの生命、健康もしくは身の安全を危険にさらすような業務の妨害に関して正当な制限にしたがい、社会的および経済的な便益のために法の下でストライキを行う権利を有する。
- (7) 労働者は、民主的な社会において受け入れることができるような正当な要件にしたがい、平和的なピケッティングを行う権利を有する。
- (8) 労働組合は、合法的な政治活動に参加する権利を有する。

- (9) 労働組合は、国内連盟を結成するおよび国際労働連盟と提携する権利を有する。
- (10) 雇用者は法令により、労働者の尊厳を尊重する安全で清潔な労働環境を提供する、ならびに妥当な賃金および休日を提供することが要請される。
- (11) 同一の価値がある労働に対して同一の賃金、被雇用者の訓練および昇進に対して平等にアクセスすることが必要である。
- (12) 国は法令を通じて、勤務中に負傷した労働者に支払われる保障、および失業または退職した労働者に支払われる便益を提供する。

第7条 女性の権利

- (1) 男女は雇用、教育および家族内を含む、公私の生活のすべての分野において平等の権利を享受する。
- (2) 性と生殖に関する権利のために法令を定めることができる、ならびに子どもの誕生および子どもの養育にともなう権利は尊重される。

第8条 ジェンダーの権利

- (1) ジェンダー、ひとり親、出生の正当性または性的指向を理由とする差別は違法である。
- (2) 法令により、ジェンダーまたは性的指向に基づく抑圧、虐待、嫌がらせもしくは差別に対して救済措置を提供する。
- (3) 教育制度、メディア、広告および他の社会制度は、性的ならびに他の種類の固定観念を推奨しない義務を有する。

第9条 障害者

- (1) 障害者に対する差別があってはならない。
- (2) 法令により、障害を持つ男女のために雇用の機会を漸進的に開くことを促進する、彼らが公共施設を利用するために障壁となるものを取り除く、および彼らをすべての社会分野に統合するための措置を定める。

第10条 子ども

- (1) すべての子どもは名前、健康、身の安全、教育および平等な扱いに対する権利を有する。
- (2) 国は、利用可能な最大限の資源をもって、これらの権利の完全な実現を漸進的に達

南アフリカにおける人権構築の軌跡

成するために努力する。

- (3) いかなる子どもも人種、皮膚の色、ジェンダー、言語、信条、彼もしくは彼女の父母の正当性もしくは地位を理由に、差別に苦しむまたは特権を享受することはない。
- (4) 子どもに関するすべての出来事において、子どもの最善の利益が最優先に考慮される。
- (5) 子どもは経済的搾取から保護される権利を有する、および教育、健康もしくは福利にとって危険または有害であるような労働をすることは認められない。
- (6) 父母もしくは他の家族の雇用者のために、子どもを働かせるまたは業務を遂行させることは違法である。

第11条 社会的、教育的および福祉の権利

- (1) すべての男女および子どもは基礎的な社会的、教育的ならびに福祉の権利を享受する権利を有する。
- (2) 法令により、国におけるすべての者に対して社会的、教育的および福祉の領域における最低限の権利を漸進的に拡充することを確保する。
- (3) そうした法令は使用した経費に寄与するため、国の優先順位、資源の利用可能性およびそうした権利の受益者の能力を考慮する。
- (4) 国全体が共通の権利を達成するために、資源はより豊かな地域からより貧しい地域に移転され得る、ならびに法令および最低限の基準が地域から地域へと段階を経て拡張されるために、工程表が確立されうる。

飢餓からの自由、避難所の権利および労働の権利

- (5) 飢餓からの自由を確保すること、ホームレス、失業者および読み書きができない者を減少するおよび可能であれば根絶すること、ならびにすべての者に水、電気および廃棄物処理のような基礎的な公共事業を供給することに特別な注意が払われる。

教育の権利

- (6) 教育は16歳までは無償および義務的である、ならびにすべての者に対して平等に基づき高等、職業および大学教育にアクセスすることを促進する規則を定める。
- (7) 教育は人格の発展および人格の尊厳という感覚に向けられる、ならびに人権および基本的自由の尊重を強化するおよび南アフリカ人の間および諸国間の理解、寛容および友好を促進することに向けられる。

健康に対する権利

- (8) 包括的な国の保健事業は、すべての者に衛生教育、予防医療および健康管理の普及を提供するために、保健医療従事者、コミュニティ団体、国の機関、民間医療組織および個人の医師を結びつけることで確立される。

最低限の収入に対する権利および福祉の権利

- (9) 一般歳入、寄付または適切であり得る他の財源から資金を提供された、包括的な国の保健事業計画は、高齢者の年金、家族の収入手当、退職年金の支払い、仕事上の負傷および疾病に対する補償、失業手当、子どもの手当ならびに現代国家において市民が期待できる他の福祉受給権を提供することを保障するために設立される。

第12条 土地および環境

- (1) 土地、水および空ならびにそれらを含むすべての天然資源は、これを享受する権利および保存する責任を平等に有する、南アフリカ人民の共通遺産である。
- (2) 土地にかかわる財産権の制度は、それが国の主要な資産、基礎的な生活必需品、および有限の資源であることに配慮する。

土地に対する権利

- (3) 南アフリカは、そこで生活するすべての者に所属する。
- (4) 土地または他の生活空間にアクセスすることは、すべての南アフリカ人の生まれながらの権利である。
- (5) 何人も、妥当な代替的施設が存在を考慮する、裁判所の命令による場合を除き、彼または彼女の住居から移動させられることはない。
- (6) 法令により、土地の管理、所有、占拠、利用および移転が公正であり、すべての者のために適切な住居を提供することに向けられ、土地の生産的な利用を促進し、ならびに安定および安全な保有のために提供することを定める。
- (7) 法令により、法律または衡平を理由になされる土地要求を調整する権限を有する、およびとりわけ、つぎに掲げる権限を有する、土地要求のための審判所を設置することを定める、
- a) 強制移動により土地を奪われた人びとに土地を回復する命令を出す、または適切な場合には彼らになされた損害のために、補償が支払われる、もしくは他の適当な謝礼がなされることを指示する権限、

南アフリカにおける人権構築の軌跡

- b) 土地の付与を衡平なものにすることができる、利用、占有もしくは他の類似の理由から生じる特別な事情がある場合には、土地の特定部分、または土地の権利を、そうした請求者に与える権限。
- (8) 法令により、可能な限り、ならびに国、歴史的に土地および土地の権利をなく奪された、または過去の法令による差別により土地の利用をなく奪された者に与えられる手ごろな価格の土地にアクセスできることも定める。
- (9) そうしたすべての法令は公平な手続きを保障する、および、上記の目的を含む、公共の利益と影響を受ける既存の土地所有権者の利益との間に衡平な均衡を実現することができる原則に基づく。
- (10) 上記の目的を達成するために要請されるいかなる土地または土地の利益の再分配も、公共の利益と影響を受ける既存の土地所有権者の利益との間に衡平な均衡を実現することができる原則により決定される公平な補償にしたがう。
- (11) 補償に関して争いが起きる場合には、裁判所に上訴することができる権限をもつ、独立した審判所に訴えるための規則を定める。
- (12) 本憲法に引き継がれる時点では他の方法により所有されていない、空気、ならびに南アフリカの領海、大陸棚および排他的経済水域におけるすべての形態の潜在的エネルギーもしくは鉱産物を含む、地表の上下に存在するすべての天然資源は、国民全体の受託者として代行する国に授与される。
- (13) 国はすべての天然資源の利用を規制する、営業権を与える、およびいかなる既存の所有権、採掘権または使用権にも干渉するさいに公平な補償の支払いを必要とする使用料を決定する権利を有する。

環境権

- (14) すべての男女は、健全で環境にやさしい均衡のとれた環境に対する権利、およびそれを守る義務を有する。
- (15) この権利を確保するために、国は、適切な代理人および機関を通じて代行することにより、環境を保全、保護および改善する、ならびにとりわけ、
- a. 空気および水の汚染ならびに土壌の悪化および浸食を防止および規制する、
- b. 生態学および生物学的に均衡のとれた地域を維持もしくは設置する、ならびに環境に及ぼす有害な影響を防止もしくは最小限にする、地方、地域および国の計画に配慮する、
- c. 再生および環境保全の安定に向けた能力を確保することにより、天然資源の合理

- 的な利用を促進する、
- d. 産業または他の形態の廃棄物により、長期に及ぶ損害が環境に加えられないことを確保する、
 - e. 文化的、歴史のおよび自然的な利益が目立つ地域の保全および保護を確保するために、自然保護地区、公園および休養地を維持、設置および開発する、ならびに他の遺跡および景観を分類および保護する。
- (16) 法令により、環境を改善しようとするおよび日常生活において環境にやさしい感覚をもつ習慣を推奨しようとするさいに、国、非政府組織、地元のコミュニティおよび個人と協力することを定める。
- (17) 法令により、環境にもたらされたいかなる危害の事例においても適切な刑罰および賠償を定める、ならびにいかなる利害関係者または環境を保護するために設立されたいかなる行為主体による、環境に回復できない損害を明白かつ不当にもたらすまたはそうなる恐れがある、いかなる公私の活動もしくは仕事も禁止することを定める。

第13条 財 産

- (1) すべての南アフリカ人は、差別なく、個人の所有物を妨げられることなく享受する権利を有する、および個人として、合法的に設立された機関と連携してもしくはこれを通じて、財産を取得、保持または処分する権利を有する。
- (2) これらの権利の内容および制限ならびに相続する権利は、法律により決定される。
- (3) 財産権は義務を課す、およびその行使は公共の利益と矛盾してはならない。
- (4) 財産の没収は法律にしたがいおよび憲法の目的を実現することを含む、公共の利益においてのみ許可される。
- (5) そうしたいかなる没収も、公共の利益とそれらの影響を受ける者の利益との間に衡平な均衡を確立することにより決定される、公平な補償にしたがう。
- (6) 補償に関して紛争がある場合には、裁判所に上訴することができる、特別な独立審判所に訴えるための規則を定める。
- (7) 経済的事項に関する法令は、不平等を減少させ、成長を促進し、ならびにすべての者に商品およびサービスを提供するという視点から、公的、私的、協同的、コミュニティおよび小規模な家族部門の間の協働を推奨する原則により導かれる。
- (8) 前項の規定は、財産の規則もしくは統制を定めるまたは一般的な利益にしたがい、公的もしくは準公的な機関による利用もしくは取得を定める視点から採用されうる、もしくは環境を保全する、企業連合や独占支配を規制もしくは縮小する、または税金

南アフリカにおける人権構築の軌跡

もしくは他の寄付や罰金の支払いを確保することを目的とする、混交経済をもつ民主的な社会において必要であると考えられうるような法令を妨げるものとして解釈されてはならない。

(9) 本条は、第12条の規定にしたがい、およびそれと一致して解釈される。

第14条 アファーマティブ・アクション

- (1) 憲法には、教育、技能、雇用および土地へのアクセス、ならびに過去に差別により不利益な立場に置かれてきた男女の、社会的、経済的および文化的な分野における一般的な向上を含む、昇進および機会の窓口を開くめに設計される積極的な種類の特別措置をとる、法令の執行、または採択を妨げるものはない。
- (2) 前項によりとられるいかなる行為も、第1条で定めるすべての南アフリカ人に対する平等な権利の原則に矛盾するものと考えられてはならない。

第15条 積極的措置

- (1) その活動および機能において、国は非人種主義および非性差別主義の原則を遵守し、ならびにすべての公私の機関において同じことを推奨する。
- (2) 国により与えられるすべての便益および保障されるすべての権利は、非人種主義および非性差主義に基づき配分される。
- (3) 国およびすべての公私の機関は、いかなる形態の人種的、宗教的または言語的歴史に対する扇動を防止する、ならびに人種、皮膚の色、言語、ジェンダーもしくは信条を理由に人びとを強制的に分断するすべての構造を解体する、およびそのすべての慣行を取り除く義務を有する。
- (4) 前項を実現する視点から、国は人種的、民族的、宗教的、ジェンダーもしくは言語的な憎悪を扇動する、いかなる人種的、民族的、宗教的、ジェンダーもしくは言語的な集団を侮辱する、品位を傷つける、名誉を傷つけるもしくは迫害を推奨する、物体の普及もしくは所有を禁止する法令を制定することができる。
- (5) 中央、地域および地方の水準におけるすべての国の機関は、過去の差別的な法律および慣行の帰結を救済すること、ならびに南アフリカにおける真の非人種的な民主主義を構築することを目的とする政策およびプログラムを追求する。
- (6) そうした政策は、代表制、能力、中立性および説明責任の原則にしたがい非人種的な形態の公務、軍隊および警察ならびに刑務において均衡のとれた構造を速やかに実現することを目的とするプログラムの実施を含める。

- (7) 差別の形態および慣行を是正するための措置をとるさいに、南アフリカにおいて女性が従属させられてきた不平等を是正すること、ならびに国の政治的、社会的、経済的および文化的な生活に完全な、平等で、効果的なおよび尊厳のある参加を確保することに特別の注意が払われる。
- (8) 法令により、前項の原則にしたがって行動するよう、非政府組織および私的機関に要請することを定めることができる。

第16条 制 限

- (1) 憲法上、いかなる集団もしくは人も憲法で定めるいかなる権利および自由も破壊すること、または憲法自体によって正当化されるものを除く一定の制限もしくは抑圧を目的とするいかなる活動にも関与するもしくはいかなる行為も遂行する権利を含むと解釈されるものは何もない。
- (2) 憲法上、基本的権利および自由が行使される、またはそうした権利を制限する方法を規制する法令を制定する国の権利を妨げると解釈されるものは何もない。ただし、そうした規制または制限が、開かれたおよび民主的な社会において一般的に必要なだと考えられるようなものであることを要件とする。
- (3) 憲法上、基本的権利および自由に対して認められるいかなる制限も、それらが明確に表現されるまたは必要であれば公認された意味以外の他の目的のための口実として、適用もしくは利用されない。
- (4) 基本的権利もしくは自由のいかなる規制または制限を定めるいかなる法律も、
 - a. 一般的適用である、
 - b. 権利の重要な内容を否定するのではなく、権利が行使される方法または権利からの逸脱が許される場合のみに限定する、
 - c. 可能な範囲で、権利を制限するための根拠となる憲法の特定条項および法令により影響を受ける憲法の特定条項を確認する、
 - d. 制限およびそれを適用する場合の正確な範囲を、可能な限り正しく特定する。

第17条 執 行

総 論

- (1) 権利章典の条項は国およびすべての水準の政府機関、ならびに適切な場合には、社会制度および人を拘束する。
- (2) 権利章典に含まれる基本的権利および自由は、裁判所により保障される。

南アフリカにおける人権構築の軌跡

- (3) その独立を侵害することなく、ならびに裁判は非人種的な方法で行われることが明白に見られること、およびすべての南アフリカ人の知恵、経験および司法の技能が法廷の審議で示されることを確保するという視点から、裁判官は南アフリカのすべての部門からの男女で構成される方法によって変革される。
- (4) 権利章典により保障された権利が侵害もしくは脅かされたと主張するすべての者は、その権利を宣言もしくは執行する、またはそうした権利を妨げるもしくは脅かすいかなる行為も制限するために、当該裁判所に審査を申請する権利を有する。
- (5) 権利章典の条項を侵害するいかなる法律または行政もしくは執行行為も、裁判所が適切な事例において、人権侵害を救済する方法およびその期限に関する要件を当該機関もしくは公務員に与える裁量権を持つ場合を除き、そうした侵害の程度に応じて無効である。

憲法裁判所

- (6) 憲法裁判所を設立するための規則が定められる。

人権委員会

- (7) 国会は権利章典が一般的に遵守されることを促進するため、およびとりわけ非差別に対する権利の執行を手助けするため、法令により人権委員会を設置する。
- (8) そうした委員会は権利章典のいかなる条項を侵害する方法も調査する、ならびに苦情申立を受理する、和解を試みるおよび適切な場合には、第1条に含まれる諸原則の侵害に特別な注意を払う、裁判所に訴訟手続きを行うための行為主体を設置する権利を有する。
- (9) 委員会は権利章典で定める権利を実現することにより及ぼす潜在的な影響に関して、国会に報告するという視点から法案を監視する。
- (10) 委員会は基礎的な社会的、教育的および福祉の権利を具体化するさいになされる進捗状況を監視する、その発展にとって妨害となるものを取り除くために提案する、ならびに必需品を国会、地域および地方当局に、およびそれを実現するさいに役立つすべての情報を社会全般に要請する行為主体を設置する権利も有する。
- (11) 裁判所は法令によって確立される、または憲法の解釈を通じて憲法裁判所により確定されるような、社会的、教育的および福祉の権利を執行する、ならびに議会制定法の解釈、下位の法令の妥当性および行政行為の合理性を検討する場合に、社会的、教育的および福祉の権利を正当に考慮する。

- (12) 司法および権利章典の目的を達成するために必要であると要請する場合、国または私的機関もしくは個人は、裁判所により、これらの権利に干渉するもしくはその享受を悪化させる、またはその実現を妨げるいかなることからも制限されうる。

オンブズマン

- (13) 憲法の下にあるすべての職務および義務が、影響を受ける者の権利と感情を正當に尊重する公平な方法で遂行されることを確保するという視点から、オンブズマン事務所が設置される。
- (14) オンブズマンは上院の承認にしたがい、国の大統領により任命される。
- (15) オンブズマンは議会制定法により決定される任期で任命される、および重大な違法行為または精神的な無能力を理由に、上院の助言にしたがい、大統領によってのみ罷免されうる。
- (16) オンブズマンは彼または彼女の職務を遂行するさいに独立している、および常勤として公務に尽くし、ならびに国のさまざまな地域に事務所を開設することができる。
- (17) オンブズマンは、中央、地域もしくは地方の水準における政府のいかなる公務員による権力の乱用もしくは不公平、鈍感、気まぐれ、残酷、不作法もしくは不当な遅滞もしくはいかなる者の差別的な扱い、またはそうした公務員による利益を奪い取るもしくは賄賂として恩義を受け取ろうとする試みに関する、公務員からの苦情申立を受理および調査する。
- (18) 彼または彼女の発見した事実にしたがい、オンブズマンは法的手続きを開始する、問題を検察に付託する、妥協に向けて交渉する、公的に対話する、または不当な行為を改善する、反復を防止する、および、適切な場合には、補償を含む、改善を行う視点から、当該部局もしくは機関に勧告を含む報告を行うことができる。

管轄権

- (19) 人権委員会またはオンブズマンに訴えることは、いかなる問題も聴聞する裁判所の管轄権を取り上げるものではない。

第18条 国の防衛および非常事態の期間における統制および説明責任のための措置

- (1) 大統領の意見によりそうした宣言を出すことを要求する、南アフリカの主権に対して脅威が存在する場合、大統領は布告により、南アフリカに国を防衛する事態が存在することを宣言することができる。

- (2) 国の災害、もしくは重大な公共の非常事態、または国民の生命もしくは民主的な憲法秩序を脅かす危険があるとき、および通常の土地法がそうした国の災害の緊急事態を満たすために十分ではない場合には、大統領は布告により、南アフリカに非常事態が存在することを宣言することができる。

第19条 防衛および非常事態の措置の布告

- (1) 国の防衛または非常事態が存在するときには、大統領は布告により、南アフリカの主権、国の安全、もしくは公共の安全を保護するため、または憲法を擁護するために必要な防衛もしくは非常事態を実施することができる。
- (2) 防衛および非常事態の措置は法的拘束力を有し、および第20条、第21条、第22条、第23条にしたがい、憲法第2章の一定の条文を含む、いかなる既存の法律も廃止、改正または停止することができる。そうした措置は国全体、またはその一部にこれを布告することができる。

第20条 国民議会の監督権

- (1) 国の防衛および非常事態の宣言は、それが国民議会の議決により14日以内に承認されなければ、効力を失う。そうした宣言がなされるときに、国民議会が休会している場合には、大統領は問題を検討するため、直ちに国民議会の特別会を招集する。
- (2) (1)項に基づき国民議会により承認された国の防衛事態は、大統領により平和が宣言されるまで継続する。
- (3) (1)項に基づき国民議会により承認された国の非常事態は、大統領により停止されるまで継続する。ただし、それが宣言の日から6ヶ月の間継続する場合には、6ヶ月の期限が終了する前になされた議決により国民議会がさらに6ヶ月、またはそれよりも短い期間の延長を承認しない限り、それは自動的に廃止されることを要件とする。
- (4) いかなる非常事態または国の防衛事態の期間中も、
- a. 国民議会が会期中である間、大統領は特別な非常事態および国の防衛措置の活動について1ヶ月以内ごとに国民議会に報告する、ならびに国民議会はそうした報告書を受け取りおよび直ちに検討する。
 - b. 国民議会が休会している場合には、大統領は、非常事態もしくは国の防衛事態を宣言した日からまたは特別措置の活動に関する大統領による報告書が国民議会に最後に提出された日から3ヶ月以内ごとに、特別措置の活動について大統領からの報告書を受け取るおよび検討する、ならびに国民議会が決定することができる他の仕

事を行うために、国民議会の特別会を招集する。

- (5) 国民議会は議決によりいつでも非常事態もしくは防衛事態の宣言を破棄する、もしくははその活動分野を制限する、またはいかなる非常事態の措置の期間も破棄もしくは修正することができる。
- (6) いかなる非常事態の期間中にも、国民議会および上院を解散する大統領の権限は、国民議会の議決により大統領にそうすることを承認することが可決されない限り、これを行行使することができない。大統領が憲法または選挙法により非常事態の間に新しく選挙することを要請する場合には、そうした選挙は既存の法律にしたがい可能な限り速やかに実施される、および新しい国民議会は遅滞なく招集される。

第21条 逸脱することができない権利

大統領または国民議会はいずれも、つぎに掲げるような場合には、防衛もしくは非常事態の措置を可決する権限を有しない。すなわち

- (1) 第2条(9)項 [裁判抜き拘禁の禁止]、同(10)項 [刑事裁判を除く逮捕または拘禁の禁止]、同(11)項 [罪状を伝えられる、法廷代理人および時宜にかなった裁判の訴訟手続きを行う権利]、同(12)項 [保釈の権利]、同(13)項 [独立した裁判所の前で公開および公平な裁判に対する権利]、同(31)項 [妥当な理由なしに財産を捜査または侵入されない]、同(32)項 [私的会話への介入、秘かな見張りなど] および同(33)項 [移動の自由、パスポート、出入国の自由]、第4条 [言論、集会の自由および情報への権利]、第13条(1)項 [財産および商品の平和的な所有]、ならびに第12条(14)項、(15)項、(16)項、(17)項 [環境権] でいうものを除く権利章典により保障される権利および自由から逸脱するまたは停止する、ただし、逸脱が認められるのは、国の防衛または非常事態という目的のために必要であるものより大きくはないものとする、もしくは
- (2) 憲法の他のいかなる章の規定も停止または逸脱する、もしくは
- (3) 第21条でいう審査委員会を除く、特別な裁判所または審判所を設置する、もしくは、
- (4) 期待される賠償金を提供する、または
- (5) 国際法または国際的義務と矛盾する。

第22条 国の防衛または非常事態時における拘禁

何人も、国の防衛または非常事態時において裁判抜きに拘禁される場合には、つぎに掲げる条項を適用する。すなわち

- (1) 彼らは直ちに拘禁の理由について知らされ、被拘禁者により推薦された成人家族ま

南アフリカにおける人権構築の軌跡

たは友人は拘禁について速やかに通知される、ならびにその名前および彼らが拘束されることになった法規定が官報で速やかに公表される。

- (2) 彼らはすべての適切なときに、自ら選んだ法定代理人にアクセスする。
- (3) 彼らの拘禁は拘禁された日から1ヵ月以内に、およびその後、彼らが引き続き拘禁される場合には3ヵ月以内ごとに、国の防衛または非常事態の目的のためにその拘禁を継続することが合理的に必要ではないことが確信される場合に、拘禁から釈放する命令を出す権限を有する、最高裁判所裁判官により主宰される審査委員会により審査される。
- (4) 非拘禁者は、公共の利益および彼らの利益を考慮して、委員会がその状況において望ましいと考えるような形態で審査委員会に意見を表明する機会が与えられる、およびその目的のために、そうした利益を正当に考慮して、委員会が必要であると考えられる場合にアクセスする機会が与えられる、ならびにその事例が委員会により検討され得るときに委員会の前で意見を表明する権利も有する。
- (5) 審査委員会の決定は、被拘禁者および被拘禁者により推薦された成人家族または友人に通知される。
- (6) 司法審査に頼ることで拘禁の合法性または要件に疑問を提示する非拘禁者の権利は、これに関する規定により影響を受けることはない。

第23条 国の防衛または非常事態時における財産の収用および徴発

- (1) これに関する第14条(4)項、(5)項および(6)項の規定にもかかわらず、防衛もしくは非常事態の措置は国の防衛もしくは非常事態の目的のためにいかなる財産の収用または徴発も許可することができる。
- (2) そうした防衛または非常事態の措置は、つぎに掲げる事項を定める。すなわち
 - a. 徴発された財産は、そうした措置が徴発された目的のために使い果たされない限り、国の防衛または非常事態の目的のためにもはや要請されないときに、そうした措置がとられた者に返還される、
 - b. 収用される財産、または徴発された、そうした措置がとられた者へ返還される前に破壊もしくは損害を与えられた財産に、補償が支払われる、および
 - c. 支払われる補償は 収用または徴発により役立てられた国のニーズおよび利益、ならびにそうした財産の損失もしくは損害という結果により苦しんだ者の利益を正当に考慮して、評価される。
- (3) 防衛または非常事態の措置は、支払われる補償がこれに関する(2)項で定める原則に

したがって評価される場合に、財産を収用された者が彼もしくは彼女の家族の生計のため、または収入を生み出すために財産を利用するもしくは利用すると意図していない限り、そうした措置によって収用された財産の利用による一時的な損失のために補償が支払われるものではないことを定める。ただし、補償はいずれにせよ財産が収用された結果として彼らが現実に苦しんできた損失のために該当者を補償することが、いかなる場合であれそれほど厳格には必要でないことを要件とする。

※ 多くの条文に記されている注意書きについては省略した。